Stenographer's Report

昭和二十三年十一月

兵庫縣教育委員會速記録

兵庫縣教育委員會之印

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四回 教育問題ニ関スル件

第一 方針

第一回教育要綱ニ関スル件

第二回教育目標ニ関スル件

第三回教育ニ関スル件

第四回教育ニ関スル件

第五回 教育勅語ニ関スル件

第六回 修身教科書ニ関スル件

第七回 教育行政ニ関スル件

第八回 教育機関ニ関スル件

第九回 教育ニ関スル件

第十回 教育ニ関スル件

第十一回 教育ニ関スル件

第十二回 教育ニ関スル件

第十三回 教育ニ関スル件

第十四回 教育ニ関スル件

第十五回 教育ニ関スル件

第十六回 教育ニ関スル件

第十七回 教育ニ関スル件

第十八回 教育ニ関スル件

第十九回 教育ニ関スル件

第二十回 教育ニ関スル件

第二十一回 教育ニ関スル件

第二十二回 教育ニ関スル件

第二十三回 教育ニ関スル件

第二十四回 教育ニ関スル件

第二十五回 教育ニ関スル件

第二十六回 教育ニ関スル件

第二十七回 教育ニ関スル件

第二十八回 教育ニ関スル件

第二十九回 教育ニ関スル件

第三十回 教育ニ関スル件

第三十一回 教育ニ関スル件

第三十二回 教育ニ関スル件

第三十三回 教育ニ関スル件

第三十四回 教育ニ関スル件

第三十五回 教育ニ関スル件

第三十六回 教育ニ関スル件

第三十七回 教育ニ関スル件

第三十八回 教育ニ関スル件

第三十九回 教育ニ関スル件

第四十回 教育ニ関スル件

第四十一回 教育ニ関スル件

第四十二回 教育ニ関スル件

第四十三回 教育ニ関スル件

第四十四回 教育ニ関スル件

第四十五回 教育ニ関スル件

第四十六回 教育ニ関スル件

第四十七回 教育ニ関スル件

第四十八回 教育ニ関スル件

第四十九回 教育ニ関スル件

第五十回 教育ニ関スル件

第五十一回 教育ニ関スル件

第五十二回 教育ニ関スル件

第五十三回 教育ニ関スル件

第五十四回 教育ニ関スル件

第五十五回 教育ニ関スル件

第五十六回 教育ニ関スル件

第五十七回 教育ニ関スル件

第五十八回 教育ニ関スル件

第五十九回 教育ニ関スル件

第六十回 教育ニ関スル件

第六十一回 教育ニ関スル件

第六十二回 教育ニ関スル件

第六十三回 教育ニ関スル件

第六十四回 教育ニ関スル件

第六十五回 教育ニ関スル件

第六十六回 教育ニ関スル件

第六十七回 教育ニ関スル件

第六十八回 教育ニ関スル件

第六十九回 教育ニ関スル件

第七十回 教育ニ関スル件

第七十一回 教育ニ関スル件

第七十二回 教育ニ関スル件

第七十三回 教育ニ関スル件

第七十四回 教育ニ関スル件

第七十五回 教育ニ関スル件

第七十六回 教育ニ関スル件

第七十七回 教育ニ関スル件

第七十八回 教育ニ関スル件

第七十九回 教育ニ関スル件

第八十回 教育ニ関スル件

第八十一回 教育ニ関スル件

第八十二回 教育ニ関スル件

第八十三回 教育ニ関スル件

第八十四回 教育ニ関スル件

第八十五回 教育ニ関スル件

第八十六回 教育ニ関スル件

第八十七回 教育ニ関スル件

第八十八回 教育ニ関スル件

第八十九回 教育ニ関スル件

第九十回 教育ニ関スル件

第九十一回 教育ニ関スル件

第九十二回 教育ニ関スル件

第九十三回 教育ニ関スル件

第九十四回 教育ニ関スル件

第九十五回 教育ニ関スル件

第九十六回 教育ニ関スル件

第九十七回 教育ニ関スル件

第九十八回 教育ニ関スル件

第九十九回 教育ニ関スル件

第百回 教育ニ関スル件

第百一回 教育ニ関スル件

第百二回 教育ニ関スル件

第百三回 教育ニ関スル件

第百四回 教育ニ関スル件

第百五回 教育ニ関スル件

第百六回 教育ニ関スル件

第百七回 教育ニ関スル件

第百八回 教育ニ関スル件

第百九回 教育ニ関スル件

第百十回 教育ニ関スル件

第百十一回 教育ニ関スル件

第百十二回 教育ニ関スル件

第百十三回 教育ニ関スル件

第百十四回 教育ニ関スル件

第百十五回 教育ニ関スル件

第百十六回 教育ニ関スル件

第百十七回 教育ニ関スル件

第百十八回 教育ニ関スル件

第百十九回 教育ニ関スル件

第百二十回 教育ニ関スル件

第百二十一回 教育ニ関スル件

第百二十二回 教育ニ関スル件

第百二十三回 教育ニ関スル件

第百二十四回 教育ニ関スル件

第百二十五回 教育ニ関スル件

第百二十六回 教育ニ関スル件

第百二十七回 教育ニ関スル件

第百二十八回 教育ニ関スル件

第百二十九回 教育ニ関スル件

第百三十回 教育ニ関スル件

第百三十一回 教育ニ関スル件

第百三十二回 教育ニ関スル件

第百三十三回 教育ニ関スル件

第百三十四回 教育ニ関スル件

第百三十五回 教育ニ関スル件

第百三十六回 教育ニ関スル件

第百三十七回 教育ニ関スル件

第百三十八回 教育ニ関スル件

第百三十九回 教育ニ関スル件

第百四十回 教育ニ関スル件

第百四十一回 教育ニ関スル件

第百四十二回 教育ニ関スル件

第百四十三回 教育ニ関スル件

第百四十四回 教育ニ関スル件

第百四十五回 教育ニ関スル件

第百四十六回 教育ニ関スル件

第百四十七回 教育ニ関スル件

第百四十八回 教育ニ関スル件

第百四十九回 教育ニ関スル件

第百五十回 教育ニ関スル件

第百五十一回 教育ニ関スル件

第百五十二回 教育ニ関スル件

第百五十三回 教育ニ関スル件

第百五十四回 教育ニ関スル件

第百五十五回 教育ニ関スル件

第百五十六回 教育ニ関スル件

第百五十七回 教育ニ関スル件

第百五十八回 教育ニ関スル件

第百五十九回 教育ニ関スル件

第百六十回 教育ニ関スル件

第百六十一回 教育ニ関スル件

第百六十二回 教育ニ関スル件

第百六十三回 教育ニ関スル件

第百六十四回 教育ニ関スル件

第百六十五回 教育ニ関スル件

第百六十六回 教育ニ関スル件

第百六十七回 教育ニ関スル件

第百六十八回 教育ニ関スル件

第百六十九回 教育ニ関スル件

第百七十回 教育ニ関スル件

第百七十一回 教育ニ関スル件

第百七十二回 教育ニ関スル件

第百七十三回 教育ニ関スル件

第百七十四回 教育ニ関スル件

第百七十五回 教育ニ関スル件

第百七十六回 教育ニ関スル件

第百七十七回 教育ニ関スル件

第百七十八回 教育ニ関スル件

第百七十九回 教育ニ関スル件

第百八十回 教育ニ関スル件

第百八十一回 教育ニ関スル件

第百八十二回 教育ニ関スル件

第百八十三回 教育ニ関スル件

第百八十四回 教育ニ関スル件

第百八十五回 教育ニ関スル件

第百八十六回 教育ニ関スル件

第百八十七回 教育ニ関スル件

第百八十八回 教育ニ関スル件

第百八十九回 教育ニ関スル件

第百九十回 教育ニ関スル件

第百九十一回 教育ニ関スル件

第百九十二回 教育ニ関スル件

第百九十三回 教育ニ関スル件

第百九十四回 教育ニ関スル件

第百九十五回 教育ニ関スル件

第百九十六回 教育ニ関スル件

第百九十七回 教育ニ関スル件

第百九十八回 教育ニ関スル件

第百九十九回 教育ニ関スル件

第二百回 教育ニ関スル件

第二百一回 教育ニ関スル件

第二百二回 教育ニ関スル件

第二百三回 教育ニ関スル件

第二百四回 教育ニ関スル件

第二百五回 教育ニ関スル件

第二百六回 教育ニ関スル件

第二百七回 教育ニ関スル件

第二百八回 教育ニ関スル件

第二百九回 教育ニ関スル件

第二百十回 教育ニ関スル件

第二百十一回 教育ニ関スル件

第二百十二回 教育ニ関スル件

第二百十三回 教育ニ関スル件

第二百十四回 教育ニ関スル件

第二百十五回 教育ニ関スル件

第二百十六回 教育ニ関スル件

第二百十七回 教育ニ関スル件

第二百十八回 教育ニ関スル件

第二百十九回 教育ニ関スル件

第二百二十回 教育ニ関スル件

第二百二十一回 教育ニ関スル件

第二百二十二回 教育ニ関スル件

第二百二十三回 教育ニ関スル件

第二百二十四回 教育ニ関スル件

第二百二十五回 教育ニ関スル件

第二百二十六回 教育ニ関スル件

第二百二十七回 教育ニ関スル件

第二百二十八回 教育ニ関スル件

第二百二十九回 教育ニ関スル件

第二百三十回 教育ニ関スル件

第二百三十一回 教育ニ関スル件

第二百三十二回 教育ニ関スル件

第二百三十三回 教育ニ関スル件

第二百三十四回 教育ニ関スル件

第二百三十五回 教育ニ関スル件

第二百三十六回 教育ニ関スル件

第二百三十七回 教育ニ関スル件

第二百三十八回 教育ニ関スル件

第二百三十九回 教育ニ関スル件

第二百四十回 教育ニ関スル件

第二百四十一回 教育ニ関スル件

第二百四十二回 教育ニ関スル件

第二百四十三回 教育ニ関スル件

第二百四十四回 教育ニ関スル件

第二百四十五回 教育ニ関スル件

第二百四十六回 教育ニ関スル件

第二百四十七回 教育ニ関スル件

第二百四十八回 教育ニ関スル件

第二百四十九回 教育ニ関スル件

第二百五十回 教育ニ関スル件

第二百五十一回 教育ニ関スル件

第二百五十二回 教育ニ関スル件

第二百五十三回 教育ニ関スル件

第二百五十四回 教育ニ関スル件

第二百五十五回 教育ニ関スル件

第二百五十六回 教育ニ関スル件

第二百五十七回 教育ニ関スル件

第二百五十八回 教育ニ関スル件

第二百五十九回 教育ニ関スル件

第二百六十回 教育ニ関スル件

第二百六十一回 教育ニ関スル件

第二百六十二回 教育ニ関スル件

第二百六十三回 教育ニ関スル件

第二百六十四回 教育ニ関スル件

第二百六十五回 教育ニ関スル件

第二百六十六回 教育ニ関スル件

第二百六十七回 教育ニ関スル件

第二百六十八回 教育ニ関スル件

第二百六十九回 教育ニ関スル件

第二百七十回 教育ニ関スル件

第二百七十一回 教育ニ関スル件

第二百七十二回 教育ニ関スル件

第二百七十三回 教育ニ関スル件

第二百七十四回 教育ニ関スル件

第二百七十五回 教育ニ関スル件

第二百七十六回 教育ニ関スル件

第二百七十七回 教育ニ関スル件

第二百七十八回 教育ニ関スル件

第二百七十九回 教育ニ関スル件

第二百八十回 教育ニ関スル件

第二百八十一回 教育ニ関スル件

第二百八十二回 教育ニ関スル件

第二百八十三回 教育ニ関スル件

第二百八十四回 教育ニ関スル件

第二百八十五回 教育ニ関スル件

第二百八十六回 教育ニ関スル件

第二百八十七回 教育ニ関スル件

第二百八十八回 教育ニ関スル件

第二百八十九回 教育ニ関スル件

第二百九十回 教育ニ関スル件

第二百九十一回 教育ニ関スル件

第二百九十二回 教育ニ関スル件

第二百九十三回 教育ニ関スル件

第二百九十四回 教育ニ関スル件

第二百九十五回 教育ニ関スル件

第二百九十六回 教育ニ関スル件

第二百九十七回 教育ニ関スル件

第二百九十八回 教育ニ関スル件

第二百九十九回 教育ニ関スル件

第三百回 教育ニ関スル件

第三百一回 教育ニ関スル件

第三百二回 教育ニ関スル件

第三百三回 教育ニ関スル件

第三百四回 教育ニ関スル件

第三百五回 教育ニ関スル件

第三百六回 教育ニ関スル件

第三百七回 教育ニ関スル件

第三百八回 教育ニ関スル件

第三百九回 教育ニ関スル件

第三百十回 教育ニ関スル件

第三百十一回 教育ニ関スル件

第三百十二回 教育ニ関スル件

第三百十三回 教育ニ関スル件

第三百十四回 教育ニ関スル件

第三百十五回 教育ニ関スル件

第三百十六回 教育ニ関スル件

第三百十七回 教育ニ関スル件

第三百十八回 教育ニ関スル件

第三百十九回 教育ニ関スル件

第三百二十回 教育ニ関スル件

第三百二十一回 教育ニ関スル件

第三百二十二回 教育ニ関スル件

第三百二十三回 教育ニ関スル件

第三百二十四回 教育ニ関スル件

第三百二十五回 教育ニ関スル件

第三百二十六回 教育ニ関スル件

第三百二十七回 教育ニ関スル件

第三百二十八回 教育ニ関スル件

第三百二十九回 教育ニ関スル件

第三百三十回 教育ニ関スル件

第三百三十一回 教育ニ関スル件

第三百三十二回 教育ニ関スル件

第三百三十三回 教育ニ関スル件

第三百三十四回 教育ニ関スル件

第三百三十五回 教育ニ関スル件

第三百三十六回 教育ニ関スル件

第三百三十七回 教育ニ関スル件

第三百三十八回 教育ニ関スル件

第三百三十九回 教育ニ関スル件

第三百四十回 教育ニ関スル件

第三百四十一回 教育ニ関スル件

第三百四十二回 教育ニ関スル件

第三百四十三回 教育ニ関スル件

第三百四十四回 教育ニ関スル件

第三百四十五回 教育ニ関スル件

第三百四十六回 教育ニ関スル件

第三百四十七回 教育ニ関スル件

第三百四十八回 教育ニ関スル件

第三百四十九回 教育ニ関スル件

第三百五十回 教育ニ関スル件

第三百五十一回 教育ニ関スル件

第三百五十二回 教育ニ関スル件

第三百五十三回 教育ニ関スル件

第三百五十四回 教育ニ関スル件

第三百五十五回 教育ニ関スル件

第三百五十六回 教育ニ関スル件

第三百五十七回 教育ニ関スル件

第三百五十八回 教育ニ関スル件

第三百五十九回 教育ニ関スル件

第三百六十回 教育ニ関スル件

第三百六十一回 教育ニ関スル件

第三百六十二回 教育ニ関スル件

第三百六十三回 教育ニ関スル件

第三百六十四回 教育ニ関スル件

第三百六十五回 教育ニ関スル件

第三百六十六回 教育ニ関スル件

第三百六十七回 教育ニ関スル件

第三百六十八回 教育ニ関スル件

第三百六十九回 教育ニ関スル件

第三百七十回 教育ニ関スル件

第三百七十一回 教育ニ関スル件

第三百七十二回 教育ニ関スル件

第三百七十三回 教育ニ関スル件

第三百七十四回 教育ニ関スル件

第三百七十五回 教育ニ関スル件

第三百七十六回 教育ニ関スル件

第三百七十七回 教育ニ関スル件

第三百七十八回 教育ニ関スル件

第三百七十九回 教育ニ関スル件

第三百八十回 教育ニ関スル件

第三百八十一回 教育ニ関スル件

第三百八十二回 教育ニ関スル件

第三百八十三回 教育ニ関スル件

第三百八十四回 教育ニ関スル件

第三百八十五回 教育ニ関スル件

第三百八十六回 教育ニ関スル件

第三百八十七回 教育ニ関スル件

第三百八十八回 教育ニ関スル件

第三百八十九回 教育ニ関スル件

第三百九十回 教育ニ関スル件

第三百九十一回 教育ニ関スル件

第三百九十二回 教育ニ関スル件

第三百九十三回 教育ニ関スル件

第三百九十四回 教育ニ関スル件

第三百九十五回 教育ニ関スル件

第三百九十六回 教育ニ関スル件

第三百九十七回 教育ニ関スル件

第三百九十八回 教育ニ関スル件

第三百九十九回 教育ニ関スル件

第四百回 教育ニ関スル件

第四百一回 教育ニ関スル件

第四百二回 教育ニ関スル件

第四百三回 教育ニ関スル件

第四百四回 教育ニ関スル件

第四百五回 教育ニ関スル件

第四百六回 教育ニ関スル件

第四百七回 教育ニ関スル件

第四百八回 教育ニ関スル件

第四百九回 教育ニ関スル件

第四百十回 教育ニ関スル件

第四百十一回 教育ニ関スル件

第四百十二回 教育ニ関スル件

第四百十三回 教育ニ関スル件

第四百十四回 教育ニ関スル件

第四百十五回 教育ニ関スル件

第四百十六回 教育ニ関スル件

第四百十七回 教育ニ関スル件

第四百十八回 教育ニ関スル件

第四百十九回 教育ニ関スル件

第四百二十回 教育ニ関スル件

第四百二十一回 教育ニ関スル件

第四百二十二回 教育ニ関スル件

第四百二十三回 教育ニ関スル件

第四百二十四回 教育ニ関スル件

第四百二十五回 教育ニ関スル件

第四百二十六回 教育ニ関スル件

第四百二十七回 教育ニ関スル件

第四百二十八回 教育ニ関スル件

第四百二十九回 教育ニ関スル件

第四百三十回 教育ニ関スル件

第四百三十一回 教育ニ関スル件

第四百三十二回 教育ニ関スル件

第四百三十三回 教育ニ関スル件

第四百三十四回 教育ニ関スル件

第四百三十五回 教育ニ関スル件

第四百三十六回 教育ニ関スル件

第四百三十七回 教育ニ関スル件

第四百三十八回 教育ニ関スル件

第四百三十九回 教育ニ関スル件

第四百四十回 教育ニ関スル件

第四百四十一回 教育ニ関スル件

第四百四十二回 教育ニ関スル件

第四百四十三回 教育ニ関スル件

第四百四十四回 教育ニ関スル件

第四百四十五回 教育ニ関スル件

第四百四十六回 教育ニ関スル件

第四百四十七回 教育ニ関スル件

第四百四十八回 教育ニ関スル件

第四百四十九回 教育ニ関スル件

第四百五十回 教育ニ関スル件

第四百五十一回 教育ニ関スル件

第四百五十二回 教育ニ関スル件

第四百五十三回 教育ニ関スル件

第四百五十四回 教育ニ関スル件

第四百五十五回 教育ニ関スル件

第四百五十六回 教育ニ関スル件

第四百五十七回 教育ニ関スル件

第四百五十八回 教育ニ関スル件

第四百五十九回 教育ニ関スル件

第四百六十回 教育ニ関スル件

第四百六十一回 教育ニ関スル件

第四百六十二回 教育ニ関スル件

第四百六十三回 教育ニ関スル件

第四百六十四回 教育ニ関スル件

第四百六十五回 教育ニ関スル件

第四百六十六回 教育ニ関スル件

第四百六十七回 教育ニ関スル件

第四百六十八回 教育ニ関スル件

第四百六十九回 教育ニ関スル件

第四百七十回 教育ニ関スル件

第四百七十一回 教育ニ関スル件

第四百七十二回 教育ニ関スル件

第四百七十三回 教育ニ関スル件

第四百七十四回 教育ニ関スル件

第四百七十五回 教育ニ関スル件

第四百七十六回 教育ニ関スル件

第四百七十七回 教育ニ関スル件

第四百七十八回 教育ニ関スル件

第四百七十九回 教育ニ関スル件

第四百八十回 教育ニ関スル件

第四百八十一回 教育ニ関スル件

第四百八十二回 教育ニ関スル件

第四百八十三回 教育ニ関スル件

第四百八十四回 教育ニ関スル件

第四百八十五回 教育ニ関スル件

第四百八十六回 教育ニ関スル件

第四百八十七回 教育ニ関スル件

第四百八十八回 教育ニ関スル件

第四百八十九回 教育ニ関スル件

第四百九十回 教育ニ関スル件

第四百九十一回 教育ニ関スル件

第四百九十二回 教育ニ関スル件

第四百九十三回 教育ニ関スル件

第四百九十四回 教育ニ関スル件

第四百九十五回 教育ニ関スル件

第四百九十六回 教育ニ関スル件

第四百九十七回 教育ニ関スル件

第四百九十八回 教育ニ関スル件

第四百九十九回 教育ニ関スル件

第五百回 教育ニ関スル件

第五百一回 教育ニ関スル件

第五百二回 教育ニ関スル件

第五百三回 教育ニ関スル件

第五百四回 教育ニ関スル件

第五百五回 教育ニ関スル件

第五百六回 教育ニ関スル件

第五百七回 教育ニ関スル件

第五百八回 教育ニ関スル件

第五百九回 教育ニ関スル件

第五百十回 教育ニ関スル件

第五百十一回 教育ニ関スル件

第五百十二回 教育ニ関スル件

第五百十三回 教育ニ関スル件

第五百十四回 教育ニ関スル件

第五百十五回 教育ニ関スル件

第五百十六回 教育ニ関スル件

第五百十七回 教育ニ関スル件

第五百十八回 教育ニ関スル件

第五百十九回 教育ニ関スル件

第五百二十回 教育ニ関スル件

第五百二十一回 教育ニ関スル件

第五百二十二回 教育ニ関スル件

第五百二十三回 教育ニ関スル件

第五百二十四回 教育ニ関スル件

第五百二十五回 教育ニ関スル件

第五百二十六回 教育ニ関スル件

第五百二十七回 教育ニ関スル件

第五百二十八回 教育ニ関スル件

第五百二十九回 教育ニ関スル件

第五百三十回 教育ニ関スル件

第五百三十一回 教育ニ関スル件

第五百三十二回 教育ニ関スル件

第五百三十三回 教育ニ関スル件

第五百三十四回 教育ニ関スル件

第五百三十五回 教育ニ関スル件

第五百三十六回 教育ニ関スル件

第五百三十七回 教育ニ関スル件

第五百三十八回 教育ニ関スル件

第五百三十九回 教育ニ関スル件

第五百四十回 教育ニ関スル件

第五百四十一回 教育ニ関スル件

第五百四十二回 教育ニ関スル件

第五百四十三回 教育ニ関スル件

第五百四十四回 教育ニ関スル件

第五百四十五回 教育ニ関スル件

第五百四十六回 教育ニ関スル件

第五百四十七回 教育ニ関スル件

第五百四十八回 教育ニ関スル件

第五百四十九回 教育ニ関スル件

第五百五十回 教育ニ関スル件

第五百五十一回 教育ニ関スル件

第五百五十二回 教育ニ関スル件

第五百五十三回 教育ニ関スル件

第五百五十四回 教育ニ関スル件

第五百五十五回 教育ニ関スル件

第五百五十六回 教育ニ関スル件

第五百五十七回 教育ニ関スル件

第五百五十八回 教育ニ関スル件

第五百五十九回 教育ニ関スル件

第五百六十回 教育ニ関スル件

第五百六十一回 教育ニ関スル件

第五百六十二回 教育ニ関スル件

第五百六十三回 教育ニ関スル件

第五百六十四回 教育ニ関スル件

第五百六十五回 教育ニ関スル件

第五百六十六回 教育ニ関スル件

第五百六十七回 教育ニ関スル件

第五百六十八回 教育ニ関スル件

第五百六十九回 教育ニ関スル件

第五百七十回 教育ニ関スル件

第五百七十一回 教育ニ関スル件

第五百七十二回 教育ニ関スル件

第五百七十三回 教育ニ関スル件

第五百七十四回 教育ニ関スル件

第五百七十五回 教育ニ関スル件

第五百七十六回 教育ニ関スル件

第五百七十七回 教育ニ関スル件

第五百七十八回 教育ニ関スル件

第五百七十九回 教育ニ関スル件

第五百八十回 教育ニ関スル件

第五百八十一回 教育ニ関スル件

第五百八十二回 教育ニ関スル件

第五百八十三回 教育ニ関スル件

第五百八十四回 教育ニ関スル件

第五百八十五回 教育ニ関スル件

第五百八十六回 教育ニ関スル件

第五百八十七回 教育ニ関スル件

第五百八十八回 教育ニ関スル件

第五百八十九回 教育ニ関スル件

第五百九十回 教育ニ関スル件

第五百九十一回 教育ニ関スル件

第五百九十二回 教育ニ関スル件

第五百九十三回 教育ニ関スル件

第五百九十四回 教育ニ関スル件

第五百九十五回 教育ニ関スル件

第五百九十六回 教育ニ関スル件

第五百九十七回 教育ニ関スル件

第五百九十八回 教育ニ関スル件

第五百九十九回 教育ニ関スル件

第六百回 教育ニ関スル件

第六百一回 教育ニ関スル件

第六百二回 教育ニ関スル件

第六百三回 教育ニ関スル件

第六百四回 教育ニ関スル件

第六百五回 教育ニ関スル件

第六百六回 教育ニ関スル件

第六百七回 教育ニ関スル件

第六百八回 教育ニ関スル件

第六百九回 教育ニ関スル件

第六百十回 教育ニ関スル件

第六百十一回 教育ニ関スル件

第六百十二回 教育ニ関スル件

第六百十三回 教育ニ関スル件

第六百十四回 教育ニ関スル件

第六百十五回 教育ニ関スル件

第六百十六回 教育ニ関スル件

第六百十七回 教育ニ関スル件

第六百十八回 教育ニ関スル件

第六百十九回 教育ニ関スル件

第六百二十回 教育ニ関スル件

第六百二十一回 教育ニ関スル件

第六百二十二回 教育ニ関スル件

第六百二十三回 教育ニ関スル件

第六百二十四回 教育ニ関スル件

第六百二十五回 教育ニ関スル件

第六百二十六回 教育ニ関スル件

第六百二十七回 教育ニ関スル件

第六百二十八回 教育ニ関スル件

第六百二十九回 教育ニ関スル件

第六百三十回 教育ニ関スル件

第六百三十一回 教育ニ関スル件

第六百三十二回 教育ニ関スル件

第六百三十三回 教育ニ関スル件

第六百三十四回 教育ニ関スル件

第六百三十五回 教育ニ関スル件

第六百三十六回 教育ニ関スル件

第六百三十七回 教育ニ関スル件

第六百三十八回 教育ニ関スル件

第六百三十九回 教育ニ関スル件

第六百四十回 教育ニ関スル件

第六百四十一回 教育ニ関スル件

第六百四十二回 教育ニ関スル件

第六百四十三回 教育ニ関スル件

第六百四十四回 教育ニ関スル件

第六百四十五回 教育ニ関スル件

第六百四十六回 教育ニ関スル件

第六百四十七回 教育ニ関スル件

第六百四十八回 教育ニ関スル件

第六百四十九回 教育ニ関スル件

第六百五十回 教育ニ関スル件

第六百五十一回 教育ニ関スル件

第六百五十二回 教育ニ関スル件

第六百五十三回 教育ニ関スル件

第六百五十四回 教育ニ関スル件

第六百五十五回 教育ニ関スル件

第六百五十六回 教育ニ関スル件

第六百五十七回 教育ニ関スル件

第六百五十八回 教育ニ関スル件

第六百五十九回 教育ニ関スル件

第六百六十回 教育ニ関スル件

第六百六十一回 教育ニ関スル件

第六百六十二回 教育ニ関スル件

第六百六十三回 教育ニ関スル件

第六百六十四回 教育ニ関スル件

第六百六十五回 教育ニ関スル件

第六百六十六回 教育ニ関スル件

第六百六十七回 教育ニ関スル件

第六百六十八回 教育ニ関スル件

第六百六十九回 教育ニ関スル件

第六百七十回 教育ニ関スル件

第六百七十一回 教育ニ関スル件

第六百七十二回 教育ニ関スル件

第六百七十三回 教育ニ関スル件

第六百七十四回 教育ニ関スル件

第六百七十五回 教育ニ関スル件

第六百七十六回 教育ニ関スル件

第六百七十七回 教育ニ関スル件

第六百七十八回 教育ニ関スル件

第六百七十九回 教育ニ関スル件

第六百八十回 教育ニ関スル件

第六百八十一回 教育ニ関スル件

第六百八十二回 教育ニ関スル件

第六百八十三回 教育ニ関スル件

第六百八十四回 教育ニ関スル件

第六百八十五回 教育ニ関スル件

第六百八十六回 教育ニ関スル件

第六百八十七回 教育ニ関スル件

第六百八十八回 教育ニ関スル件

第六百八十九回 教育ニ関スル件

第六百九十回 教育ニ関スル件

第六百九十一回 教育ニ関スル件

第六百九十二回 教育ニ関スル件

第六百九十三回 教育ニ関スル件

第六百九十四回 教育ニ関スル件

第六百九十五回 教育ニ関スル件

第六百九十六回 教育ニ関スル件

第六百九十七回 教育ニ関スル件

第六百九十八回 教育ニ関スル件

第六百九十九回 教育ニ関スル件

第七百回 教育ニ関スル件

第七百一回 教育ニ関スル件

第七百二回 教育ニ関スル件

第七百三回 教育ニ関スル件

第七百四回 教育ニ関スル件

第七百五回 教育ニ関スル件

第七百六回 教育ニ関スル件

第七百七回 教育ニ関スル件

第七百八回 教育ニ関スル件

第七百九回 教育ニ関スル件

第七百十回 教育ニ関スル件

第七百十一回 教育ニ関スル件

第七百十二回 教育ニ関スル件

第七百十三回 教育ニ関スル件

第七百十四回 教育ニ関スル件

第七百十五回 教育ニ関スル件

第七百十六回 教育ニ関スル件

第七百十七回 教育ニ関スル件

第七百十八回 教育ニ関スル件

第七百十九回 教育ニ関スル件

第七百二十回 教育ニ関スル件

第七百二十一回 教育ニ関スル件

第七百二十二回 教育ニ関スル件

第七百二十三回 教育ニ関スル件

第七百二十四回 教育ニ関スル件

第七百二十五回 教育ニ関スル件

第七百二十六回 教育ニ関スル件

第七百二十七回 教育ニ関スル件

第七百二十八回 教育ニ関スル件

第七百二十九回 教育ニ関スル件

第七百三十回 教育ニ関スル件

第七百三十一回 教育ニ関スル件

第七百三十二回 教育ニ関スル件

第七百三十三回 教育ニ関スル件

第七百三十四回 教育ニ関スル件

第七百三十五回 教育ニ関スル件

第七百三十六回 教育ニ関スル件

第七百三十七回 教育ニ関スル件

第七百三十八回 教育ニ関スル件

第七百三十九回 教育ニ関スル件

第七百四十回 教育ニ関スル件

第七百四十一回 教育ニ関スル件

第七百四十二回 教育ニ関スル件

第七百四十三回 教育ニ関スル件

第七百四十四回 教育ニ関スル件

第七百四十五回 教育ニ関スル件

第七百四十六回 教育ニ関スル件

第七百四十七回 教育ニ関スル件

第七百四十八回 教育ニ関スル件

第七百四十九回 教育ニ関スル件

第七百五十回 教育ニ関スル件

第七百五十一回 教育ニ関スル件

第七百五十二回 教育ニ関スル件

第七百五十三回 教育ニ関スル件

第七百五十四回 教育ニ関スル件

第七百五十五回 教育ニ関スル件

第七百五十六回 教育ニ関スル件

第七百五十七回 教育ニ関スル件

第七百五十八回 教育ニ関スル件

第七百五十九回 教育ニ関スル件

第七百六十回 教育ニ関スル件

第七百六十一回 教育ニ関スル件

第七百六十二回 教育ニ関スル件

第七百六十三回 教育ニ関スル件

第七百六十四回 教育ニ関スル件

第七百六十五回 教育ニ関スル件

第七百六十六回 教育ニ関スル件

第七百六十七回 教育ニ関スル件

第七百六十八回 教育ニ関スル件

第七百六十九回 教育ニ関スル件

第七百七十回 教育ニ関スル件

第七百七十一回 教育ニ関スル件

第七百七十二回 教育ニ関スル件

第七百七十三回 教育ニ関スル件

第七百七十四回 教育ニ関スル件

第七百七十五回 教育ニ関スル件

第七百七十六回 教育ニ関スル件

第七百七十七回 教育ニ関スル件

第七百七十八回 教育ニ関スル件

第七百七十九回 教育ニ関スル件

第八百回 教育ニ関スル件

第八百一回 教育ニ関スル件

第八百二回 教育ニ関スル件

第八百三回 教育ニ関スル件

第八百四回 教育ニ関スル件

第八百五回 教育ニ関スル件

第八百六回 教育ニ関スル件

第八百七回 教育ニ関スル件

第八百八回 教育ニ関スル件

第八百九回 教育ニ関スル件

第八百十回 教育ニ関スル件

第八百十一回 教育ニ関スル件

第八百十二回 教育ニ関スル件

第八百十三回 教育ニ関スル件

第八百十四回 教育ニ関スル件

第八百十五回 教育ニ関スル件

第八百十六回 教育ニ関スル件

第八百十七回 教育ニ関スル件

第八百十八回 教育ニ関スル件

第八百十九回 教育ニ関スル件

第八百二十回 教育ニ関スル件

第八百二十一回 教育ニ関スル件

第八百二十二回 教育ニ関スル件

第八百二十三回 教育ニ関スル件

第八百二十四回 教育ニ関スル件

第八百二十五回 教育ニ関スル件

第八百二十六回 教育ニ関スル件

第八百二十七回 教育ニ関スル件

第八百二十八回 教育ニ関スル件

第八百二十九回 教育ニ関スル件

第八百三十回 教育ニ関スル件

第八百三十一回 教育ニ関スル件

第八百三十二回 教育ニ関スル件

第八百三十三回 教育ニ関スル件

第八百三十四回 教育ニ関スル件

第八百三十五回 教育ニ関スル件

第八百三十六回 教育ニ関スル件

第八百三十七回 教育ニ関スル件

第八百三十八回 教育ニ関スル件

第八百三十九回 教育ニ関スル件

第八百四十回 教育ニ関スル件

第八百四十一回 教育ニ関スル件

第八百四十二回 教育ニ関スル件

第八百四十三回 教育ニ関スル件

第八百四十四回 教育ニ関スル件

第八百四十五回 教育ニ関スル件

第八百四十六回 教育ニ関スル件

第八百四十七回 教育ニ関スル件

第八百四十八回 教育ニ関スル件

第八百四十九回 教育ニ関スル件

第八百五十回 教育ニ関スル件

第八百五十一回 教育ニ関スル件

第八百五十二回 教育ニ関スル件

第八百五十三回 教育ニ関スル件

第八百五十四回 教育ニ関スル件

第八百五十五回 教育ニ関スル件

第八百五十六回 教育ニ関スル件

第八百五十七回 教育ニ関スル件

第八百五十八回 教育ニ関スル件

第八百五十九回 教育ニ関スル件

第八百六十回 教育ニ関スル件

第八百六十一回 教育ニ関スル件

第八百六十二回 教育ニ関スル件

第八百六十三回 教育ニ関スル件

第八百六十四回 教育ニ関スル件

第八百六十五回 教育ニ関スル件

第八百六十六回 教育ニ関スル件

第八百六十七回 教育ニ関スル件

第八百六十八回 教育ニ関スル件

第八百六十九回 教育ニ関スル件

第八百七十回 教育ニ関スル件

第八百七十一回 教育ニ関スル件

第八百七十二回 教育ニ関スル件

第八百七十三回 教育ニ関スル件

第八百七十四回 教育ニ関スル件

第八百七十五回 教育ニ関スル件

第八百七十六回 教育ニ関スル件

第八百七十七回 教育ニ関スル件

第八百七十八回 教育ニ関スル件

第八百七十九回 教育ニ関スル件

第八百八十回 教育ニ関スル件

第八百八十一回 教育ニ関スル件

第八百八十二回 教育ニ関スル件

第八百八十三回 教育ニ関スル件

第八百八十四回 教育ニ関スル件

第八百八十五回 教育ニ関スル件

第八百八十六回 教育ニ関スル件

第八百八十七回 教育ニ関スル件

第八百八十八回 教育ニ関スル件

第八百八十九回 教育ニ関スル件

第九百回 教育ニ関スル件

第九百一回 教育ニ関スル件

第九百二回 教育ニ関スル件

第九百三回 教育ニ関スル件

第九百四回 教育ニ関スル件

第九百五回 教育ニ関スル件

第九百六回 教育ニ関スル件

第九百七回 教育ニ関スル件

第九百八回 教育ニ関スル件

第九百九回 教育ニ関スル件

第九百十回 教育ニ関スル件

第九百十一回 教育ニ関スル件

第九百十二回 教育ニ関スル件

第九百十三回 教育ニ関スル件

第九百十四回 教育ニ関スル件

第九百十五回 教育ニ関スル件

第九百十六回 教育ニ関スル件

第九百十七回 教育ニ関スル件

第九百十八回 教育ニ関スル件

第九百十九回 教育ニ関スル件

第九百二十回 教育ニ関スル件

第九百二十一回 教育ニ関スル件

第九百二十二回 教育ニ関スル件

第九百二十三回 教育ニ関スル件

第九百二十四回 教育ニ関スル件

第九百二十五回 教育ニ関スル件

第九百二十六回 教育ニ関スル件

第九百二十七回 教育ニ関スル件

第九百二十八回 教育ニ関スル件

第九百二十九回 教育ニ関スル件

第九百三十回 教育ニ関スル件

第九百三十一回 教育ニ関スル件

第九百三十二回 教育ニ関スル件

第九百三十三回 教育ニ関スル件

第九百三十四回 教育ニ関スル件

第九百三十五回 教育ニ関スル件

第九百三十六回 教育ニ関スル件

第九百三十七回 教育ニ関スル件

第九百三十八回 教育ニ関スル件

第九百三十九回 教育ニ関スル件

第九百四十回 教育ニ関スル件

第九百四十一回 教育ニ関スル件

第九百四十二回 教育ニ関スル件

第九百四十三回 教育ニ関スル件

第九百四十四回 教育ニ関スル件

第九百四十五回 教育ニ関スル件

第九百四十六回 教育ニ関スル件

第九百四十七回 教育ニ関スル件

第九百四十八回 教育ニ関スル件

第九百四十九回 教育ニ関スル件

第九百五十回 教育ニ関スル件

第九百五十一回 教育ニ関スル件

第九百五十二回 教育ニ関スル件

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第壹回兵庫縣教育會講演記錄

昭和二十三年十一月一日　於尼崎公會堂

仁川軍隊教育後援會主催記錄抜書

第壹回兵庫縣教育委員會速記録

昭和二十三年十一月一日(月曜)於縣会事務局民主政治クロク控室
一時四十二分開会　三時二十分散会

▲議事内容

一　知事挨拶
一　委員長・副委員長の選挙
一　定例会及び臨時会について
一　委員の報酬及び費用辨償について

▲出席委員及び事務局職員(議席図)

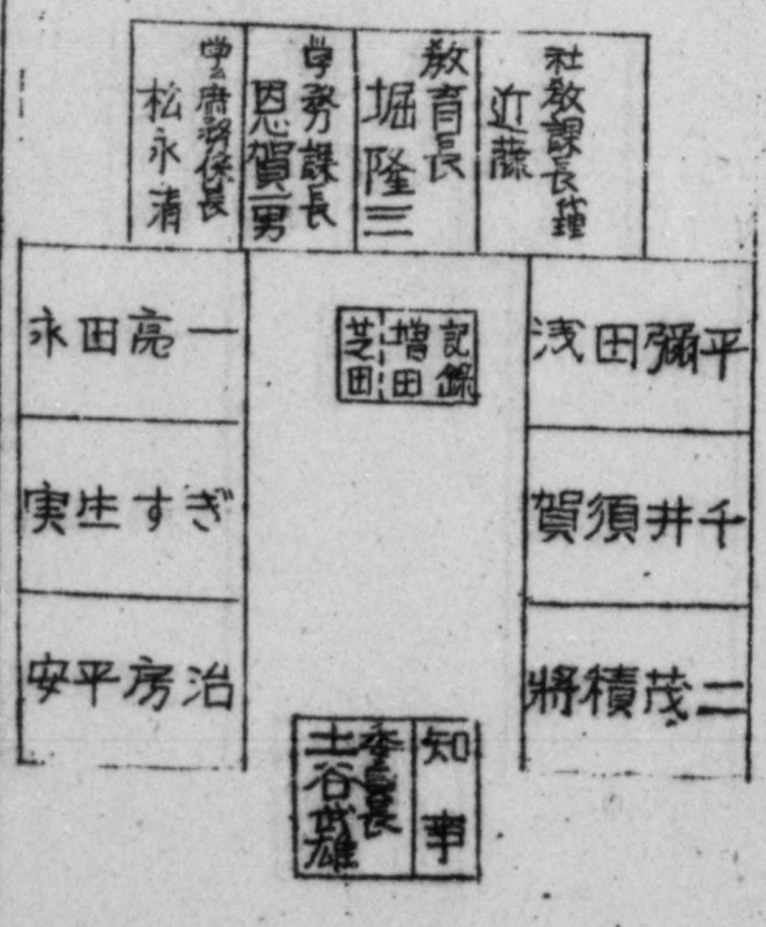

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

岸田知事挨拶

本日の会議は教育委員会法第七十三條の規定に基いて知事が招集したのでありますが、委員各位のお揃い御出席を得まして何に感謝の至りであります。

兵庫県教育委員会はいよ〳〵本日を以て成立したのでありますから、委員各位に於かれましては折角に御自重御精励に成り以て本委員会設置の目的たる県教育行政が民主的に自主的に且つ地方の実情に即して一段と成果を收めますよう衷心から念願する次第であります。

知事から本委員会への教育関係事務の引継は近日中に行う予定でありますが従来県に属していた教育部関係職員は本日を以て本委員会の事務局職員に任用替になったことを御承知願いたいのであります。

なお委員室と会議室については いろ〳〵考慮したのでありますが現在の県庁舎が非常に手狭である関係から適当な選定が出来かねて暫くの間不自由でありますが御諒承をお願い申したいのであります。

県と本委員会とは予算出納人事等各方面に相当密接不離の関係がありますので今後十分な連絡が必要であると思いますから特にこの点御配慮を願いたい次第であります。

▲堀教育長

此の教育委員会に委員長が御決定になるまで私教育長が暫時の間議長をつとめさして戴きますが、それでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

本日の議題は、教育委員会の委員長の選挙及び副委員長の選挙の件、次に毎月の定例会と臨時会の日時をおきめ願いたい（ことと、もう一つは、委員の報酬と実費弁償を御決定願う、此の三件を本日の議題として御審議願いたいと思います。

先づ第一に委員長副委員長の選挙をしたいと思いますが如何でしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは委員長選挙に関する條項がありますから、教育委員会法第三十三條を朗読いたします。

▲恩賀課長 朗読 （省略）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲堀教育長　只今朗読致しました通りであります。では選考をしていたゞきますが、委員長と制委員長は同時に行わないで別々にした方がよいと思いますがどうでしょうか。

▲浅田委員　それで結構です。

なお選考前に皆様の御意見や御懇談をし合ってから後にしてはどうでしょうか。

▲堀教育長　浅田委員から御意見が出ましたが如何でございましょう。

▲安平委員　まだ顔合せを一回しただけであるので、一年間の委員長を選ぶのであるから、もっと親しく十分腹蔵なく話合いたいと思います。

▲将積委員　議長、しばらく休憩をせられたい。

▲堀教育長　浅田委員、安平委員、将積委員からあのような意見が出ましたから休憩いたします。

▲岸田知事　教育部職員が本日から教育委員会にうつるわけですが、そこで一つこのことにお願いしておきたいことは、社会体育課に残るし、新制大学の方が課に残るので多少の人は課に残ることになるが、その点御諒承願いたい。それと同時に今後適材適所主義で課の方でも教育に関心のある者は委員会の方にとっていただくし、又教育委員会の方から課に出ることも出来るという風に人事の交流を自由にしたいと思うのでこの点御諒解願いたい。

▲将積委員　それは必要なことです。

（他にも同様の「結構です」等の声あり）

―休憩―　委員のみ別室で懇談　一時五十分

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

—再　開—二時十八分

▲堀教育長　それでは会議を続行します。投票用紙を配布します。なお立会として、土谷さんと将積さんとをお願いします。

（投票用紙配布）

それでは順次に御投函を願います。

（開票、　恩賀課長、松永係長、土谷将積両委員）

選挙の結果を発表します。

投票総数　七票
賀須井一票　土屋五票　浅田一票

よって土屋委員が委員長に決定いたしました。委員長が決定しましたので議長を代ります。私不馴れのため進行がまづかったことをおわびいたします。

▲土屋委員（議長席につく）投票の結果、甚だ浅学菲才の私が委員長になりまして、此の重責を担うこと、なりました。何分今後十分な御指導と御鞭撻をお願い致します。

それでは次に副委員長の選挙を行いたいと思います。副委員長の選挙は如何したものでしょうか。

▲将積委員　議長投票によってお願いします。

▲土屋議長　それでは同じく投票によって決定致します。投票用紙をお願いします。投票立会人を委員長から指名したいと思いますが御異議ございませんか。（異議なし）

それでは安平委員と賀須井委員にお願います。（各自投票）

投票もれがないようですから開票いたします。（開票）

投票の結果を報告します。

投票総数　七票　有効投票　七票
賀須井五票　実生一票　浅田一票

よって賀須井委員が副委員長に当選しました。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(5)

▲攻撃する方のスポスト見こ。

▲土屋講長　協時会は残り何はなかろう。

▲土屋講師お話は終しました。次は本会議会の使命会でありますが、月一回に、何曜まで終結致すべきか。

▲清水委員　使命は月一回でよいスポ問題は

▲清水委員　それは協時会として現在の状態

▲土屋講長　別に発言はないが使命はやはり

▲地教育長　使命は月一回にしていただきたいと

▲土屋講長　事務局　どうですか。

▲横倉井委員　そうです。

▲清水委員　第三十五條（討論）

▲関清講長　

▲清水委員　

▲沖縄委員　

▲土谷講長　

▲清水委員　

▲土屋講師お話は終しました。次は本会議会の使命です。どうでもよいと思います。

▲清水委員　別に発言はないが使命はやはり

▲土谷講長　

▲清水委員　

▲清水委員　

▲清水委員

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

私たちの中国方面軍司令部は、ずいぶんと、ものすごい風行でした。これまでの時間は、そのように、いろいろと、ものすごい風行でした。

上海戦争は、日本軍の中国方面軍の作戦は

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

CORRECTION

THIS DOCUMENT

HAS BEEN REPHOTOGRAPHED

TO ASSURE LEGIBILITY

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Stenographer's Report Nov

昭和二十三年十一月

兵庫縣教育委員會速記錄

兵庫縣教育委員會之印

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

目次

第一回 教育委員会速記録
第二回 教育委員会に於ける知事挨拶
第三回 教育委員会臨時会速記録
第四回 〃 右
〃 右 〃議資料（教委會暫定規則案・傍聽人規則案・會議規則案）
第三回 教育委員會臨時会速記録
〃 右 〃議資料（第十四回縣会才入才出見積書）
〃 〃 京都府教育委員會諮詢事項・委員会暫定規則案
傍聽人規則案
兵庫縣教育委員会暫定規則
第四回 教育委員会臨時会速記録

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員会速記録第壹号

第壹回兵庫縣教育委員會速記録

昭和二十三年十一月一日　於民主政治クラブ控室

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員会速記錄 第一号

第壹回 兵庫縣教育委員會速記錄

昭和二十三年十一月一日(月曜)於縣会事務局民主政治ノ控室
一時四十二分開会 三時二十分散会

▲議事内容

知事挨拶
委員長・副委員長の選挙
定例会及び臨時会について
委員の報酬及び費用辨償について

▲出席委員及び事務局職員(議席図)

社教課長 近藤	教育長 堀隆三	学務課長 恩賀一男	学務課係長 松永清
平田弥	千井須賀	二茂積将	一亮田永
記録 増田 芝田			すぎ生実
知事	委員長 土谷武雄		治房平安

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

岸田知事挨拶

本日の会議は教育委員会法第七十三條の規定に基いて知事が招集したのでありますが、委員各位のお揃い御出席を得ましたことは誠に感謝の至りであります。

本日を以て委員各位に成兵庫県教育委員会はいよ〳〵成立したのでありますから、御自重御精励に成られましては折角に御自重御精励に成りまして本委員会設置の目的たる県教育に於て民主的に自主的に且つ地方の実情に即して一段と成果を收めますよう衷心から念願する次第であります。

知事から本委員会への教育関係事務の引継は近日中に行う予定でありますが、従来県に属していた教育部関係職員は本日を以て本委員会の事務局職員に任用替になったことを御承知願いたいのであります。

なお委員室と会議室については いろ〳〵考慮したのでありますが現在の県庁舎が非常に手狭である関係から適当な選定が つかず出来かねて暫くの間不自由でありますが御諒承をお願い申したいのであります。

県と本委員会とは予算出納人事等各方面に相当密接不離の関係がありますので今後とも分なる連絡が必要であると思いますから特にこの点御配慮を願いたい次第であります。

▲堀教育長

此の教育委員会に委員長が御決定になるまで私教育長が暫時の間議長をつとめさして戴きますが、それでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

本日の議題は、教育委員会の委員長の選挙及び副委員長の選挙の件、次に毎月の定例会と臨時会の日時をおきめ願いたいことと、もう一つは、委員の報酬と実費弁償を御決定願う、此の三件を本日の議題として御審議願いたいと思います。

先づ第一に委員長副委員長の選挙をしたいと思いますが如何でしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは委員長選挙に関する條項がありますから、教育委員会法第三十三條を朗読いたします。

▲恩賀課長 朗読 （省略）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲堀教育長　只今朗読致しました通りであります。では選考をしていただきますが、委員長と副委員長は同時に行わないで別々にした方がよいと思いますがどうでしょうか。

▲浅田委員　それで結構です。なお選考前に皆様の御意見や御懇談をし合ってから後にしてはどうでしょうか。

▲堀教育長　浅田委員から御意見が出ましたが如何でございましょう。

▲安平委員　まだ顔合せを一回しただけであるので、一年間の委員長を選ぶのであるから、もっと親しく十分腹蔵なく話合いたいと思います。

▲将積委員　議長、しばらく休憩をせられたい。

▲堀教育長　浅田委員、安平委員、将積委員からあのような意見が出ましたから休憩いたします。

▲岸田知事　教育部職員が本日から教育委員会にうつるわけですが、そこで一つこのにお願いしておきたいことは、社会体育県に残るし、新制大学の方が県に残るので多少の人は県に残ることになるが、その点御諒承願いたい。それと同時に今後適材適所主義で県の方でも教育に関心のある者を委員会の方にとっていただくし、又教育委員会の方から県に出ることも出来るという風に人事の交流を自由にしたいと思うのでこの点御諒解願いたい。

▲将積委員　それは必要なことです。
（他にも同様の「結構です」等の声あり）

—休憩—　委員のみ別室で懇談　一時五分

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

—再開—二時十八分

▲堀教育長　それでは会議を続行します。投票用紙を配布します。なお立会として、土谷さんと将積さんとをお願いします。

（投票用紙配布）

それでは順次に御投函を願います。

（開票、　賀須井課長、松永係長、土谷将積両委員）

選挙の結果を発表します。

投票総数　七票　土屋五票　浅田一票
賀須井一票

よって土屋委員が委員長に決定いたしました。委員長が決定しましたので議長を代ります。私不馴れのため進行がまづかったことをおわびいたします。

▲土屋委員（議長席につく）投票の結果、甚だ浅学菲才の私が委員長になりまして、此の重責を担うこと、なりました。何分今後十分な御指導と御鞭韃をお願い致します。それでは次に副委員長の選挙を行いたいと思います。副委員長の選挙は如何したものでしょうか。

▲将積委員　議長投票によってお願いします。

▲土屋議長　それでは同じく投票によって決定致します。投票用紙をお願いします。投票立会人を委員長から指名したいと思いますが御異議ございませんか。（「異議なし」）

それでは安平委員と賀須井委員にお願います。（各自投票）

投票もれがないようですから開票いたします。（開票）

投票の結果を報告します。

投票総数　七票　有効投票　七票
賀須井五票　実生一票　浅田一票

よって賀須井委員が副委員長に当選しました。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲賀須井委員副委員長に当選したようであります。どうぞよろしくお願いします。

▲土屋議長　お諮り致します。次は委員会の定例会でありますが、どういう風にしたらよろしいでしょう。大体月の始めとか、皆さんのお仕事の関係もありますから、腹蔵のない御意見をお出し下さい。

▲将積委員　定例会に関する條例があったようですから、よんでもらってはどうでしょう。

▲坂警長　それでは朗読いたします。

▲見賀課長　第三十五條　朗読（省略）

▲将積委員　定例会はいつという原案はありますか。

▲土谷議長　別に原案はないが、定例会はきめておく必要があります。

▲賀須井委員　当分は忙しいから頻繁にやる必要があると思う。

▲土屋議長　臨時会は度々行わねばならないが定例会はきちっと日をきめた方がよいと思います。月一回に、何曜とするか何日とするか

▲将積委員　定例会は月一回でよいと思います。

▲賀須井委員　一週間に一回位どうですか。

▲将積委員　それは臨時会として　定例会は月一回とすべきではないかと思いますが

▲安平委員　賀須井氏のいわれるのは、定例会を一週間に一回開くという意味でしょう。

▲賀須井委員　そうです。

▲土屋議長　事務局　どうですか。

▲坂教育長　定例会は月一回にしていただきたい。その他は臨時会にされたいのです。定例も臨時も招集は開会一週間前に告示

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

することになっているから形式的に区別はないが、定例は月一回、そして曜日で決定していただきたいと思います。

▲永田委員　告示は十日前ということがあるのではないですか。

▲恩賀課長（第三十四條朗読）

▲実生委員　月末だろうと集まるのなら何日でもよろしいが、ダラダラした会議はよくないと思います。これから新しい伝統を作って行こうとするのですから、時間的にきちくとして、どこまでも能率的に文化的にやるようにしていただきたいと思います。出て来たから何時間使ってもよいというお茶をのみ作らだらくやる社交機関か何かのような会議は日本人の悪い点です。時間励行で能率的によく論じてよく決めるという風にされたい。お茶をのみ、たばこをのみ作ら何時間でもやるというのでなく、二時間位にきめていたきたい。二時間という時間は疲労の程度からも適当な時間だと思います。

▲土谷議長　自分としても同感です。今後そういう風に努力します。定例会も告示がいるのですか。

▲松本市長　そうしなければなりません。

▲永田委員　庁務部の方でよい日はありますか。

▲加藤商長　委員会の方できめていただけばそれによって事務局は日程をくみます。

▲恩賀委員　第一月曜日にしてはどうですか。

▲[illegible]委員　賛成です。

▲実生委員　土曜日から日曜に旅行して月曜は出にくいということが多いのではないでしょうか。

▲將積委員　土帰月来という人もあって、月曜はそろいにくいと思います。これまでの私どもの色々な経験からもどうもそうでした。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲土谷議長　それでは第一週の火曜日ということでどうでしょうか（「賛成」の声あり）時間は午后一時から三時までででどうでしょう。

▲安平委員　出来たら午前十時にしていただきたい。

▲将積委員　それがよいと思います。

▲浅田委員　永田さんはどうでしょう。

▲永田委員　十時なら出られます。汽船の都合もつくからそれで結構です。

▲堀教育長　今日は第一週の月曜日であるが本日を第一回にかえてもよろしいか。それとも又明日開かれますか。

▲将積委員　特別の用がなければかえてもよいと思いますが。

▲土谷議長　別に議案がなければ今日を第一回にしたいと思います。如何でしょう。（一同「それで結構です」「賛成」の声）

▲永田委員　通知を確実に届けていただきたいですが。

▲浅田委員　警察電話で連絡されたら一番確実でしょう。永田さんもそういうようにされたらと思います。

▲土谷議長　当分の間一週間に一回集まってはどうかと思いますが如何でしょう。

▲永田委員　全部火曜日としてはどうですか。

▲土谷議長　そうしましょうか。それでよろしければそう決定します。（異議なしの声）

▲堀教育長　場所も告示しなければならないのですが、よい場所がないので通知は教育長室ということにしておいて、その都度適当なあいた室をかることにしたいと思います。

▲土谷議長　それでは一応部長室にお集まりいただくように願います。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲土谷議長　次の議案にうつります。（教育委員会の費用弁償について プリント配布）

▲安平委員　議長　質問

▲堀教育長　お待ち下さい。一応説明さしていたゞきます。

この根拠は第三十一條の第三項の規定に基いて決定したものでありますが、委員会はまだ成立していなかったので、それからきめたのでは皆様に色々ご迷惑をかけることになるので先に縣会にかけて議決をみたのであります。　これは第六十一條（四項）により、改廃に関することは、教育委員会が議会にかけるべき議案を知事に送附して、知事が縣会にかけるべきであったのを、知事が縣会に（先に）かけるという形式をとった（てしまった）のであること（まちがい）がわかりました。それで、その後このことにつき、近畿の教育部長会議に於て文部当局に質問した所それは　知事の権限に属するものではないから　委員会が立案すべきであるという事であったので　縣会で決定したがこれを告示しなかったのであります。告示しなければ條例は効力は発生いたしません。

▲安平委員　いや　私もそのことを質問しかったのです。どこからこれが起案されかということで　これは非常な委員会の蝕になるからです。

▲将積委員　原案の原案であるということ　審議してよろしいか。

▲安平委員　そうだ　そうだ

▲土谷議長　そうです。　まだ効力を発していないのだから。

▲将積委員　この会で異つたものをきめてはどうなるのですか。

▲土谷議長　それはやむを得ないです。では一度朗読をねがいましょうか。（松永係長　朗読）

▲堀教育長　第四條に　選挙された当月分の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

支給するということになっていますが、委員会の成立した今日からということに本省の解釈がきまりましたので御承知願います。

▲永田委員　定例会に一日も出席しないというのは　一日しかないのですから、一日休んだら支払はないということになるのですか。

▲堀教育長　條例としてはかたくきめておくがよかろうということであったのでそうしたのです。

▲永田委員　それでは定例ということばをとった方がよいのではないですか。

▲堀教育長　財務当局との接衝で、一応そうしてほしいということであったので條例としてはそうなっているのです。

▲土谷議長　議員総会で　縣会に準じて作ったので形式上はそうなっているが、実際にはそうしなくてもよいのです。

▲永田委員　しかし定例といえば特定の日をさしたことになるでしょう。

▲賀須井委員　六千円というのはどこからきめたんですか。縣会並みにしたんです。

▲土谷議長　そうです。縣会議員は六千円です。

▲恩賀課長　公安委員並みです。

▲安平委員　縣会議員とどんな関係があるのですか。

▲土谷議長　関係はないが縣会議員並みということにしたのです。京都あたりでは国の政部から千円でよいという勧告もあったようです。

▲堀教育長　國庫からの財源としての負担は三千円ということになっています。

▲安平委員　それは補助じゃないですか。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲堀教育長　補助ではない。財源措置です。

▲賀須井委員　近くの所を参考にあげられたが、

▲堀教育長　京都では最初一万円としていたが、その筋からそれは多すぎる。フルタイムでなく、パートタイムであるから、そんなに出すことは不当であるという勧告があったようであります。ほかはきいていないが神戸市は市の公安委員と同じだそうです。

▲松永係長　神戸市は一万円です。

▲将積委員　招集に応じた時というのはどういうのをさすのですか。

▲堀教育長　旅行とかいうのではなく　委員会から招集を受けた時のみを考えています。

▲賀須井委員　もう時間も来たし、次の機会にもちこしてはどうですか。

▲堀教育長　我々事務局としては本日承諾していただけば、それだけ予算措置を講じることが早く出来るわけです。

▲安平委員　これは委員会がきめるべきものであるから、のばしてもよいと思うのです。

▲庚生委員　今きめ得ないのは、もっとお金がほしいということですか。それとも多すぎてもったいないというのでしょうか。

▲賀須井委員　一日も出席しない場合という條項は私共としてはとってしまいたい。このような重要な任務をもつ委員を軽視したようにとれる。六千円ということにいでも　又神戸市とのちがいについても々としては研究して見たいと思うのです。

▲堀教育長　御参考までに申上げますが、市よりは県の方がいつも悪いので市と比較されては一寸困難だと思います。

▲将積委員　第七條往復の旅費とある内容はどういうことですか。

▲松永係長　往復の旅費というのは、鉄道停船泊料　車馬賃、日当、宿泊料をさします。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲将積委員　滞在中の日当宿泊料は支給しないというのはどういうことですか。

▲松永係長　滞在中の日当宿泊料は報酬に含まれているからこれは旅費としては支給しないのです。

▲将積委員　二日以上に会議が亘った場合には支給しないというのですか。

▲松永係長　会議の期間中は支給しないという意味です。

▲永田委員　社会情勢の変化等でこの條例をかえることは出来ますか。例えば何円ベースというふうに次々にかわる場合に、

▲土谷議長　固定的なものではないのだからそれは必要に応じてかえればよいと思います。

どうですか。賀須井先生　事務局の立場も考えて大した異議がなければ本日決定しては。

▲賀須井委員　私は時間も来ているのでお願いしてもらいたいと思います。

▲堀敬育長　もし之を改めるということになれば次の縣会に知事から送附して縣会に提案するということになります。

▲土谷議長　此の規定が不備であれば縣会にかけてよいのであるが、大した改廃の要なければ此の程度で通していただきたいと思いますが

▲安平委員　火曜日まであまり日がないのですから持ちこしたらよいでしょう。

▲永田委員　往復に要した費用のべんしょうは分るが往復に要した宿泊料というのはどういう意味ですか。

▲堀敬育長　東京行の時は汽車の中ですごすが宿泊料がつくというような場合です。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

県内ではあまり例はないでしようが、

▲松永係長　例えば香住の奥から出て来るような場合があったとすると、料数により一泊とするというふうに距離の規定によるのです。

▲賀須井委員　時間も来ているので此の次にしてはどうですか。

▲土谷議長　審議未了ということにして此の次に廻しましようか。（「異議なし」の声あり）

ほかにありませんか。

それではこれで閉会にいたします。

▲三時二十分散会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

議	決	行	浄書	校合
昭和廿三年十月三十日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		

知事 3　　学務課長 庶務係長

副知事　　主　副

教育部長

十一月一日開催の縣教育委員会に於ける知事挨拶別案の通りでよろしいか

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

知事挨拶

十一月一日 於縣教育委員会

本日の会議は教育委員会法第七三条の規定に基いて知事が招集したのでありますが委員各位のお揃い踏み出席を得まして洵に感謝の至りであります

兵庫縣教育委員会は いよいよ本日をもって成立したのでありますから委員各位に於かれましては折角に市自治体の精励に相成り以て本委員会設置の目的たる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

縣教育行政が民主的に自主的に且つ地方の実情に即して一段と成果を収めます様、衆心から念願する次第であります

知事から本委員會への教育関係事務の引継は近日中に行ふ予定でありますが従来縣に属していた教育部関係職員は本日を以て本委員會の事務局職員に任用替になつたことを御承知願いたいのであります

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

尚ほ委員会と會議室についてはいろいろ考慮したのでありますが現在の縣廳舍が非常に狭でありまして関係から適当な選定が出来兼ねて暫くの間不自由を我慢して頂かねばならないことは甚だ遺憾にぞんじますが右の事情故何卒御諒承を願い申しないのであります

縣と右委員会とはアル筆者出納又は人事等各方面に亘って相当密接不離の関係がありますので

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

それを円滑に適正に処理するには今後十分に密接な連絡が必要であると思ひますから各会に強かれおしても特にこの点大局配慮を願いたい次第であります

以上甚だ簡単ながら挨拶と致します

長崎県

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員会速記録第二号

第壹回兵庫縣教育委員會臨時會速記録

昭和二十三年十一月九日　於民主政治クラブ控室

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會速記錄　第二号

第壹回兵庫縣教育委員會臨時會速記錄

昭和二十三年十一月九日(火曜)　於縣会民主政治クラブ控室
午前十時四十分開会　十時二十分閉会

▲議事内容

一、委員の報酬及び費用辨償について

一、報告事項

▲出席委員及び事務局職員（議席図）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

土谷議長　大変お待たせいたしました
まだ全員揃っていませんが始めることに
たします。浅田委員をお待ちしたいと思つ
たのですが時間もたちますから只今から始
めます。先づ最初に前回の議事録の承認を
得たいと思います。

恩賀課長　前回におきまして議事になりま
したのは　委員長及び副委員長の選挙　定
例会臨時会のこと　委員の報酬及び費用辨
償に関する條例について　此の三点につい
て御審議を仰いだのであります。御手もと
にいつて居ります議事録の二枚目の所に、
「選挙の結果を発表します」という箇所があ
ります（以下朗読省略）
こゝの所御承認願ねがいます。同じ頁の下の
らんの所に副委員長の決定の所があります。
（以下朗読省略）
終りから三枚目の所に定例会臨時会の日取
の所があります。（以下朗読　省略）
引きつゞきまして委員の報酬及び費用弁償
について審議がありましたが、これは議決
を見ませんでした。以上要点だけを申上げ
ます。

▲土谷議長　只今朗読いたしました結果御異
議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
本日の結果は前回に保留になりました委員
の報酬と費用辨償の問題でありますが、過
日の第一回時には説明しながらたかと思
いますから申しけておきます。
新しく発足いたします教育委員会に対して
は県会においても、各派の幹事会にかけ議
員総会にも諮りまして相当慎重な論議を経
た結果今お手もとにありますように決つた
のであります。その議決の手続については
違法であつたかもしれませんが、此の間の
事情を十分お汲み下さつてご了承におかれ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ましても此の條例を御承認いただければ結構であります。最近の経済状態から見て將来又改正されるだろうと思われますので一応御決定をいただきたいのであります。

◇賀須井委員　教育委員の報酬の問題は、我々の問題であるばかりでなく、將来の教育の問題であると思います。將来適正な教育の発展を考えるならば委員の報酬は相当考えねばならないと思います。これがもし名誉職というのなら問題はないのですが、貧乏人は教育委員になれないということになると教育の將来のためによくないと思います。そういう見地から適正な待遇をしなければいけないと思う。我々はその立場から前回一考を要すると述べたのでありますが、大事な問題が山積している時であるから、この問題で時間をとるのもどうかと思われるので一応この條例は承認することにしたいと思います。

◇上谷議長　我々も同感です。社会情勢の変化に伴って改変されるのだから一応こゝで御承認願いたいものです。

◇將積委員　その趣旨に賛成しますが、第三條はどう考えて見てもどうも不合理だと思います。

その月の定例委員会に出席しなかった場合とあるが、定例委員会が一日で終り、あと臨時委員会が数回あった場合、臨時委員会に出席しても定例会に欠席すればその月の報酬が支拂われないというのは実際に於ては不合理であると思います。

◇上谷議長　過日の常任委員会に於ても字句の訂正が問題になり委員会は抹削するという提案をしましたが、議員談会に於ては、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

県会にそうきめているのであるから 條例としてはどこまでもはっきりしておく方がよい。実際はこの通りやるのでないから、最格に規定しておく方がよいという意見が出てこうしたのです。

▲料橋委員 運営をそういう風にやられるのならば私も敢て字句訂正をしなくてもよいと思います。

▲寅生委員 議長、書いてあること、実行することとちがうということは、どうも私には腑に落ちないのです。県会がどういうものかよく存じませんが 県会にこう定めてあるからこれもそうするというのはどんなものでしょうか。県会が理想的なものでなにでもそれに従えばよいというのなら別ですが、改めて悪くないことならこれを訂正してもよいのではないでしょうか。実行し易い言葉になおしたらどうでしょう。

▲永田委員 私も寅生委員の意見に賛成です。県会がきめたからといって何もそれに従わねばならんことはないと思います。

▲土谷議長 只今の寅生さんのお話私も始めからその意見を十分持っていたのであります。又県会が必ずしもよいとは思っていません。只今事務局の話では報酬は定例に対して出るのであるから そうしておいてほしいということであります。

▲寅生委員 定例と臨時以外に会があるでしょうか。定例という字はいらぬのではないでしょうか。

▲土谷議長 ほかに会はないですね。教育長さんどうです。

▲堀教育長 まあ実際から申しますと、その月の定例にも臨時にも一回も出なかったら報酬が出ないということになりますが、定例に対して報酬が出るという立前からいえばやはり定例という字はおいていただいた方が都合がよいと思います。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲土谷議長　どうです。今の説明で…

▲実生委員　一日もという言葉がいりますか。一日もという言葉をとってしまったらどうです。

▲土谷議長　（この点どうです。

▲永田委員　県会の場合は五日も十日もあるから一日もという意味は分るが、委員会は定例は一日しかないのですから、定例をとってしまって、その月に一日もとしたらどうかと思います。

▲実生委員　だけど定例に対しての報酬であるから定例をとったら報酬をくれないわけです。

▲土谷議長　実際の運営面からいうと差支えないのではないですか。我々は條例にそう束縛されるとは思いませんが、こういう條例にこだわる必要ないので條例のために委員が束縛されるというのであれば條例を我々が改正すればよいのですから。

▲実生委員　そうです。要はお金をくれりゃいいんですからね。條例なんてこの紙を見なければ忘れてしまいますよ。（笑声）

▲将積委員　運営が字句にこだわらずにおかれるのであればそれでよいと思います。

▲賀須井委員　こういう道徳的な会議に、さぼったら出さないというような懲罰的な意味の字句はいらない。将来こういうのはとりかえいと思います。

▲堀教育長　今回はこれで通していただき、を将来よりよく改めるということで御承認ねがいます。

▲将積委員　その点は承認しますが、私は全体の上から希望を申したい。委員の手当報酬は始めてのことであり、職責の上からもよく研究もし考慮した上で決定しなければならんと思います。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

神戸市に比べて縣の方が悪いという点又近隣縣とも比較して適当な機会に検討を加えることを條件として承認したいと思います。

○上谷議長　必ずしも永久的なものでないから将来状勢の変化に応じて変えていけばよいと思います。

○堀教育長　委員会法四十條によりますと会議規則と傍聴人規則を設けなければならないことになっていますが、まだ十分準備出来ていませんので次の機会に御検討ねがうことにしたいと思って居ります。

第一回の御集りから今日までの間に於て私どもの所に陳情がありましたので御報告いたします。三木町と隣村の別所村との間に新開中学校敷地の問題でごたごたしていて、それについて縣の教育委員会からその紛糾を調諦願いたいとの申出がありましたが、個人の立場でなしに三木町委員会として申出られるならばその陳をとろうと答えておきました。

もう一つの問題は先般知事が行いました高等学校長の異動に際しまして、小野町から、縣立三木高等学校の校長に転出しました野中校長に対しまして小野高等学校の生徒父兄有志が野中先生は非常にいい、先生であるから、ぜひ小野町に留任さしてほしいという陳情があったのであります。そこで、縣の方針では、その学校に留任昇格させるということはしない。それを隣の三木町に出したのであると述べましたところ、まだ納得出来ない顔付であったので、教育委員会に陳情したいということで委員会は毎週火曜日にあるから、委員会に陳情なさるのならその日に来られたらよいでしょうと申しておきました。なお将来二、三年先にでも帰して呉れるかということでありましたが、これから先

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

は縣の委員会が行うのであるから、そういうことは確約出来ないと申しておきました。（途中、安平、浅田両委員、退場着席）

▲將積委員　委員長、先程の條例はもう裁決になつたのですが。

▲土谷委員長　いや、まだ質疑継続中です。條例に対して御異議ありませんが、おくれて来られた委員さんに一寸ご説明申します。議事録の承認をねがつてから、委員の報酬及び費用弁償につ〃ての條例の審議を前回に引きつ〃いて行い、條文につ〃ては意にみたない点もあるが、將来四囲の情勢の変化に伴つてより良く改善して行くことにして一應承認してはと〃うような意見が出て〃るのです。

その他條例に対する御異議や御質問がありましたらおねが〃しだい〃と思〃います。

他に御意見ありませんか。（「異議なし」の声）御意見がない〃ようでありますので、矢厚教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する條例は原案通り決定致します。

本日の議案はこれを以て閉会にいたします

▲十一時二十分

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員会速記録第三号

第貳回兵庫縣教育委員會臨時會速記録

昭和二十三年十一月十六日　於縣会民主政治クラブ控室

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員会速記録　第参号

第貳回兵庫縣教育委員會臨時會速記録

昭和二十三年十一月十六日(火曜)　於縣会議事堂(知事室)　午前十時三十分開会

議事内容

一　前回会議録の承認

一　兵庫縣教育委員会暫定会議規則について

一　兵庫縣教育委員会暫定傍聴人規則について

一　兵庫縣教育委員会暫定規則について

一　報告事項

出席委員及び事務局職員（議席図）

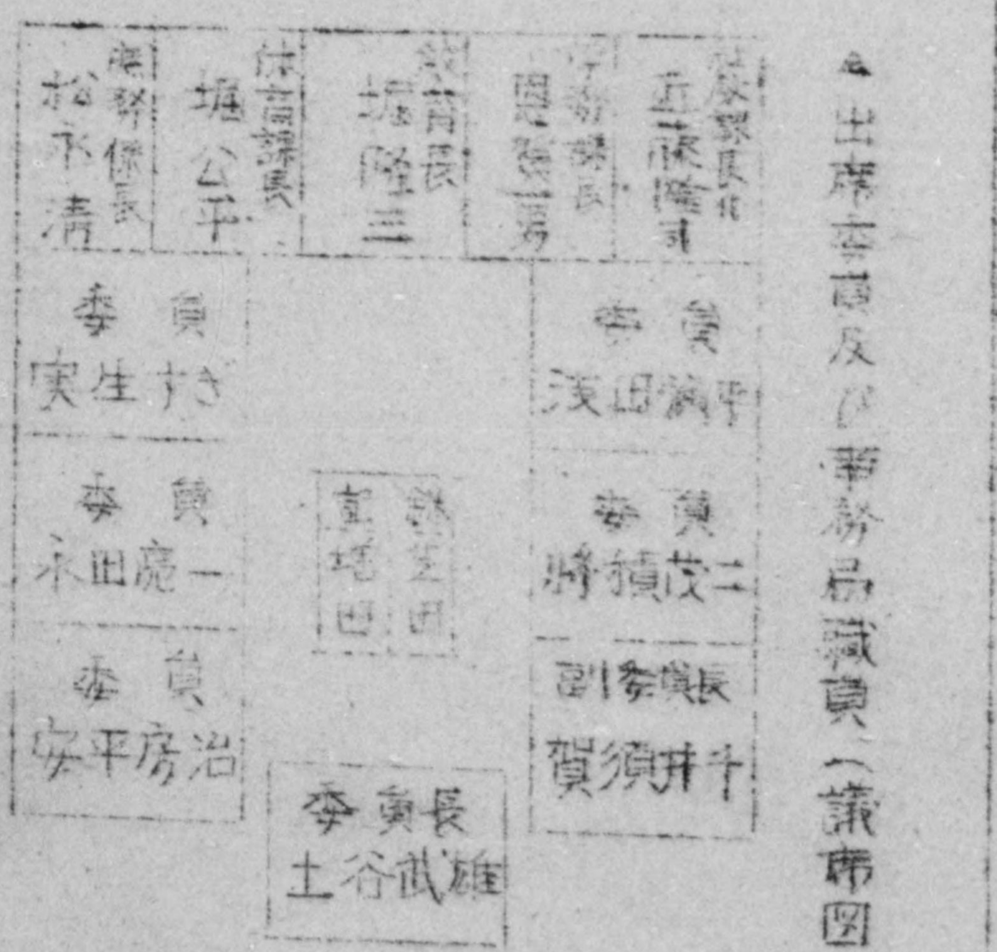

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲開会　午前十時二十七分

▲土谷議長　お待たせいたしました。只今から開会いたします。最初に前回の議事録の承認をおねがいいたします。

▲恩賀課長　前回の臨時会には第一回定例会で審議未了になっていました委員の報酬及び費用弁償について御審議を願ったのであります。

最初に賀須井委員から大事な問題が山積している時であるからこの問題を時間をとるのもどうかと思われるので一先ず承認することにしたいという意見があって大体そういうようになったのでありますが第三條につきまして、各委員さんから御意見の開陳があって、結局　将来適当な機会に改訂出来るのであるから一應承認してはという事になり、原案通り可決になったのということになります。最後の頁をごらんねがいます。以上です。

▲土谷議長　御異議ありませんか。

▲将積委員　委員長、前の議事録の中に報告事項がはいっているのですが、こういう報告事項を委員会がどういう態度で處理して行くのか　今後もこういう問題が出て来ると思うのですが　未整理のまいでよいでしょうか。委員会としての態度をはっきりする必要がありはしないかと思います。

▲土谷議長　これは承認を求める問題ですから大した問題ではないのではないですか。

▲将積委員　しかしこういう公開の席で出たものであるから委員会としてどういう態度をとるかきめる必要があるのではないでしょうか。

▲堀教育長　その後変化がなくそのまゝ納まっているのですかね。

▲土谷議長　この問題委員会の時にも常任議員にごたごたはすんだのかとたずねしたところしうあれはすんだということで問題はかたづいているようです。

▲将積委員　それではさい流しておくことになりますか。

▲浅田委員　前の報告事項にさかのぼって後でとりあげてもよいでしょう。

▲土谷議員　では運営録は御承認を得たものと思います。本日の議題兵庫縣教育委員会規則　会議規則　傍聴人規則について当局の御説明をねがいます。（松永係長議案配布）

▲松永係長　兵庫縣教育委員会会議規則をごらんねがいます。（朗読省略）

▲堀教育長　私から簡単に御説明申上げます。只今朗読いたしまして大体御諒解をねがったことと思いますが　更に一ヶ所加える点があります。すなわち標題の上に暫定という字を入れていたいのです。先般軍政部当局との会議があった際にコンクリートのようなものにしないように　隨時改の出来る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ようにしておくようということでありまして、すでに京都でも暫定と入れて居り他の府県に於ても差当り必要なものだけをきめて行くというふうにしているようであります。私共の所も、一応暫定としてきめていたいきたいと思います。大体モデルにしたのは、県会の議事規則でありまして、その中から必要なものだけをとり上げて作ったのであります。それではまだった所を説明いたします。

第三條は、どの委員がどの席におつきになるかということを一応おきめになった方がよいのではないかというので入れたのであります。

第四條　定例会は前にお話のあった通り第一火曜日といたしました。

第五條は一つの議題が毎回々々いつまでたってもきまらないという時は発案にして又別の機会に御審議願ったらというのでこういたしました。

委員長　一応小部分づつにいたしますか。

▲土谷議長　條章毎にやったらどうですか。

▲堀教育長　それでは総則の所で御質問がありましたらどうぞ。

十人位の会議にこんなことをきめなくても

よいじゃないかという所はつとめて削除しましたが、なお残っているか分りません。御意見によって省いていたいて結構です。

▲将積委員　第四條に会期がきめてないが何か理由があったのですか。

▲土谷議長　どうです。会期をきめておく必要がありますか。

▲将積委員　このまゝだったら第一火曜一日ということになります。

▲土谷議長　第一火曜を以て定例会初日とするという字句に変えて見たらどうです。

▲堀教育長　そうすると会期をきめなければならなくなります。字句はこのまゝにしても二日以上にわたる時は臨時会を招集するということにすれば実質的にはつゞきますがね。

▲土谷議長　臨時会としますか。定例会の継続としますか。

▲実生委員　一番初めの日とすること、二時間位にせよという軍政部の意見とに何か関係がありますか。

▲土谷議長　どうです。将積さん。会期をきめる必要はないのではないですか。

▲将積委員　会議の時間を一回に二時間ときめることであって、何日もにわたることも予想されるから、只それ何日間を会期とするということは必要でないかと思うのです。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲寅生委員　会議の内容の見当もつかないのですから　今の所はこうしておいて　必要に応じて変えるということにしてはどうでしょうか。

▲土谷議長　教育長の意見はどうですか。

▲堀教育長　暫定措置ですから、寅生委員のご意見のようにこのまゝにしておいてはどうかと思います。

▲安平委員　この規定このまゝにしておいて二日、三日にわたってもかまわんのじゃないですか。

▲将積委員　このまゝの規定ではだら〳〵と何日もにわたるというようなことがないだろうか。そのために会期がいると思うのです。

▲安平委員　七人位の会にそういう必要はないと思います。倫理的な問題を規則できめることはどうかと思います。国会のように、千倍など四百人もの議員が審議する時には何日もかゝるだろうが、こういうものに会期をつけるということは私の意見としては反対です。大したことおやないから早くきめていたいきたい。

▲将積委員　國の祝祭日は國民の祝日というふうに変えなければならんと思います。

▲土谷議長　國民の祝日ですが。ではそこ御訂正わがいます。

▲土谷議長　では第二章にうつります。

▲堀教育長　第八條第九條　別に問題はないと思います。

第十條（朗読）このことは実は私が会議の時にきいたこと、学務課長がきいて来たことをもとにして県会の規定にはなことをきめたわけです。

第十一條十二條　これも問題はないと思います。

第十四條　関係者というのは主として外部関係　例えばある学校で何か問題があった時　その校長の出席を求めるというようなことです。

第三節は二十二條まで問題がないと思います。

第四節

第五節　実際には必要ないと思うが、表決を形の上でというのえておかなければならんと思ったのです。

一寸訂正をねがいます。二十三條「挙手又はしきとつていたゞきます。二十七條採決の方法で、県会には挙手というのがなかったが、こゝには入れました。

第六節　会議録に止めておくべきことをあげました。三十六條は署名していたゞく方。三十七條は会議録に記載しない場合です。大体以上です。

▲土谷議長　御質疑をねがいます。

▲寅生委員　会議録というのはこれですか。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲堀教育長　そこで二人で書いています、それです。

▲寅生委員　こんなにくわしくしなければならんものですか。

▲堀教育長　県会では専門の速記にやらせるわけですが、こゝでは学務課員の方にやっていたゞいています。要点だけということになると一々どこを削除するということを相談しなければならんので面倒であるから、一応全部書くということにしたのです。

▲賀須井委員　第十四條に「……必ず出席……」とあるのは窮屈なことではないですか。

▲土谷議長　これは必要ですね。

▲賀須井委員　そうすると出席がないと会議が開けないということになりはしませんか。

▲土谷議長　どうです。実際は関係職員が出ればよいのですがね

▲特積委員　これは責任と義務を表したものと思います。

▲土谷議長　そうですね。「必ず」をぬきますか。

▲堀教育長　結構です。

▲安平委員　十條についてですが、委員会は執行機関であるという立前から、この條を考えると　こゝへ入れるのが適当かどうか一つ考えてもらわねばなりませんが、会議に決定したことが実際に行われているやいうことを公式の前で検討する機会が必要ではないかと思うのです。此の会の特色は会議制の官庁であつて独議制でないのであるから、公式の前で検討しなければならんのではないですか。

▲堀教育長　教育長の報告のところに当然入って来ると思います。

▲安平委員　いや、諒解しました。

▲恩賀課長　只今高下視学から、アイリッスさんが、本日の委員会規則は決定しないでおいてくれといわれていることづけがありました。弾力性ある暫定案にするということであると思います。アイリッスさんの案による議事の進行順序について、朗読いたします。

A 議事録の朗読と承認
B 要求事項と説明
C 伝達事項
D 教育長の報告と御告
E 未了の事務
F 新しい事務
G 特別委員会の報告

▲土谷議長、今日のは暫定としてきめてもよいのですが。

▲恩賀課長　それは決定してもよいと思います。

▲特積委員　南会の時に議事日程を明らかにすることが必要であると思いますが、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲堀教育長　告示の時には何々の件として示してあるが変更することもあるので、それはよいと思います。

▲土谷議長　開会の次に議事日程としたらよいでしょう。

▲堀教育長　二、議事日程としまして、あと番号を一つづつ送ります。それでよろしいか。

▲庚生委員　今のフイリップさんの朗読ということは、全部よまなければならんというふうにとれるが、こちらで報告なさる時には、要点だけをよまれますし、全部忠実によむとしましても、家に帰ってからで、あ　こんなことをいったかしら、というような（こともあるそ）前回会議録の承認というのは要点だけでよいのではないかと思うのですが、如何でしょう。議会ではどういうことになっているのでしょうか。

▲堀教育長　県会の場合は別に朗読はしませんが、速記録が議員さん方に配られます。たい重要な発言があったとか、失言があったとかで問題になった場合に、速記録をしらべるというようなことはあります。

▲土谷議長　他に意見ありませんか。

▲賀須井委員　ありません。

▲土谷議長　それでは原案通り決定して差支ございませんか。

▲堀教育長　一寸まだ少し残っていますから（第三章　請願　朗読説明ー省略）

第四章紀律　こんなことは委員さん方に失礼かと思いますが、まあ　はつきりしておいてよいかと思います。

第四十五條　喫煙などは窮屈かと思いますが県会にかてもそうきめていますし、まあ和かな空気の中に懇談することもよいとも考えられるので一長一短ですが、そうきめておきたいと思います。

第四十六條は疑義があった場合、附則は施行日です。

以上です。

▲土谷議長　三章以下の御質問をねがいます。

▲将積委員　会議の定数は　定員の過半数でなく在任委員の過半数とするのがよいのではないですか。

▲堀教育長　これは在任委員の意味です。修正していただきます。

▲土谷議長　御質疑ありませんか。一応説明と質問が終ったようですから　原案通り決定して差支えありませんか。（「異議なし」）

▲堀教育長　御異議がないようですから原案通り可決いたします。

次に傍聴人規則にうつります（朗読ー省略）

第二條酒気を帯びている者ーこれは議場の静穏を乱し神聖を汚すような場合を考えてあり　たものであります。「満員」の程度は腰をかけられる限度で　中央の教育長講習

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

あたりでは一〇〇人位を限度と考えているようです。「飲食又は喫煙」も委員の方と同じようにしてもらう意味であります。

四、五、六　も当然のことで、大体県会の傍聴人規則にならっています。

▲永田委員　傍聴人は百人位ときめなくてもよいのではないでしょうか。会議を民主的にやる立前から坐る椅子がなくても、出来る丈、入りたい人を入れてあげたらどうでしょう。

▲堀教育長　立っている人があると会議に影響する場合があることを考えて大体坐れるはんぺいというのが適当だろうと思います。

▲永田委員　立ってでもきいたいという人はみんな入れてあげた方がよいと思うのです。

▲寅生委員　私は反対です。映画館か何かのようにぱいっぱいつまって会議が気持よく出来ないというのではいけないと思います。椅子をふやしてあげて足てのものがかけられる程度とした方がよいと思います。

▲土谷議長　議場に障害を起さぬ程度で出来る丈多く入れてあげるということで條文はこのまゝにしておいたらどうです。

▲永田委員　結構です。

▲土谷議長　他に御意見ありませんか。御意見がないようですから、兵庫県教育委員会傍聴人暫定規則は原案通り可決いたします。次にうつって下さい。

▲松永係長　兵庫県教育委員会暫定規則案（朗読　省略）

▲堀教育長　事務局の機構については十二十三日に近畿の軍政部主催で、軍政部と県の係官の会議があってその際に指示がありましたが決定的なものではありません。この見た。将来或いは一定の見本がお示されかも分りません。各府県とも情報を交換しいろいろ研究の結果本県は一先づそのように決めました。大阪京都は部長制をとっていますが本県は部長制をとってません。

総務課は主に予算、財務的なものを扱っています。指導課は財務的なものを除いた各学科目の指導に当る指導主事をメンバーとしたもの。施設課は名前はいろいろ案があり、社会教育、誰にも分りやすい従来通りの名稱にいたしました。一般社会運動と従来学務の中にあつた適格審査は知事のもとに残ることになりました。教職員課は二万名から昇られる先生方の俸給の関係　異動の関係を扱って行くことになります。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

施設課は建築と資材の関係を扱います。
調査課は　委員会法に定められものであります。
秘書室の方は事務局内の人事、委員会の会議を扱います。
第八條（朗読　省略）
次長は一人にして、教育長を助け　各課長の相談相手をすることにします。
廨長！県立の学校は今達をうけて独立の事務を扱っているので学校長をえにあてます。
室長は秘書室長
支局長！地方事務所に視学　社会教育主事が配置されているがこれらは教育委員会に属することになる。その際もっとも困るのは　教員の給料等は県の出納長の支配に属する人にやってもらわねばならぬことになるので、どうしても地方事務所長に教育委員会事務局支局長を兼ねてもらわねばならないのです。近畿二府四県としこうして居るようです。支局長の下には雇をおきます。
第四章では委員の辞職の手続について
第五章では公印の形式と保管について
第六章では告示の方法を規定いたしました。
以上制定案の趣旨を申上げました。
▲土谷議長　御質疑並びに御意見をおねがいします。
▲庚止委員　廨という字はどんな意味ですか。
▲松永係長　役所以外では使わない字ですが県庁の出店という意味です。
▲將積委員　教育委員会規則どみなされる従前の規則にどんなものがあったのですか。
▲松永係長　兵庫県の事務規程というものがありますが教育部は廃止されたのだからこれも廃止されたことになります。従って第七十九條のこの條例に抵触するものはありません。
▲將積委員　これが新しいものだと解してよろしいか。
▲松永係長　そうです。
▲永田委員　秘書室を課としてはいけないのですか。
▲堀教育長　別にいけないことはありません　又各府県とも課にする程の人数でなく　室としています。
▲賀須井委員　部長制にしなかったのには何か理由がありますか。
▲堀教育長　部制をとるとセクショナリズムに陥りはしないかと思われます。むしろ大課長主義という意味で、仕事の上でやり易いようにこうしました。
▲將積委員　事務局規程は別にこれを定めるとあるが凡その内容を示していただきたい。
▲松永係長　各課の庶務規程支局の庶務規程研究所の庶務規程を具体的に示したものです。
▲將積委員　人の定員などの問題は追ってき

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

められますか。

▲塩飽局長　一應現在の形で課とか室とかをきめて後更に定員を何名とするかということをおきめねがって縣の方に提出していたゞくことになります。

▲賀須井委員　機構の問題は相当研究を要するので、今後尚検討して行くことにして今の所は、空白時代をなるべく少くらぬ様一応暫定であるからこれを通して行きたいと思います。

▲実生委員　大変結構だと思います。

▲將積委員　お互いに十分研究して將来相当大きい規模をもつて定員も拡充して行く様にしたいと思います。

▲安平委員　事務局規程の原案を出していたゞいてから審議したらどうでしょう、名前をきいただけでは国語的な内容であつて我々には十分わかりませんから。

▲土谷議長　機構としてはこれでおみとめねがつたらどうです。

▲安平委員　部長制がよいか　八課制が果していろ〳〵研究の必要があると思います。

▲恩賀課長　それでは岡軍に内容を申しましようか。

秘書室は事務局内の人事　委員会の議事等

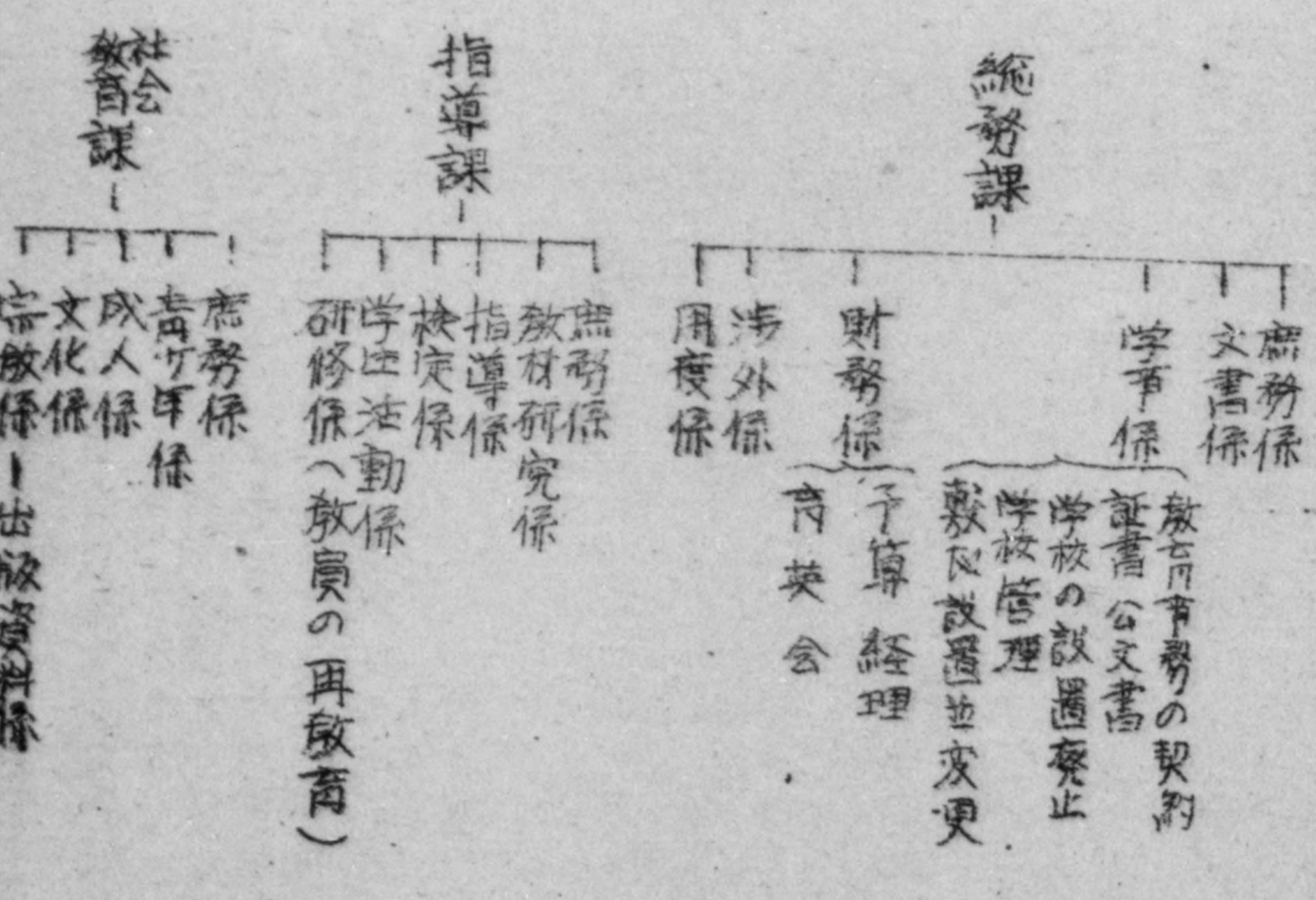

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

体育課
- 庶務係
- 学校体育係
- 社会体育係
- 学校衛生係
- 学校給食係

教職員課
- 庶務係
- 人事係
- 教員組合係
- 給与係（教員の福利厚生を含む）

施設課
- 庶務係
- 学校営繕指導係
- 資材係（配給）

調査課
- 庶務係
- 調査係
- 統計係

まだ決定的なものでありませんが、大体以上の通りです。

（土谷議長緊急電話のため離席
賀須井副委員長議長席につく）

▲賀須井委員　安平さん　どうですか。

▲安平委員　よろしいです。よく研究してみます。

▲賀須井委員　可決することにしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

それでは兵庫県教育委員会暫定規則を可決いたします。

▲堀教育長　只今御決定をねがったのでありますが、之を軍政部の方に参りまして諒解を求め、予算を伴うものについては、県の諒承を得るようにいたしたいと思いますから左様御諒解をおねがい致します。

次に報告をさしていたゞきます。

第二次教育長指導主事の講習会がありますので前回通り志願者を募集することになりました。今度は詮衡を教育委員会の全委員でやっていたゞくことになって居ります。

もう一つおねがいがありますが、十九日午后一時から追加予算についての臨時委員会を開いていたゞきたいのであります。

▲賀須井委員　それでは（これで今日の日程を全部終りましたから閉会にいたします。

▲散会　午后一時二分。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會規則案（暫定）

第一章　總　則

第一條　本委員會は兵庫縣教育委員会（教育委員會といふ以下同じ）と

第二條　教育委員会については教育委員會法（法といふ以下同じ）同施行令（令といふ以下同じ）に規定するもの、外この規則の定めるところによる。

第二章　委員長及副委員長

第三條　法第三十三條に規定する。委員長及び副委員長の選擧は委員の互選とし無記名投票でこれを行ひ、有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする。投票数が同じである時はくじでこれを定める。

委員長の選擧と副委員長の選擧とは別にこれを行ふ

委員長及び副委員長が定まつた時は委員会は其の住所、氏名を告示しなければならない。

第四條　委員長又は副委員長が辞職しようとする時は文書による辞職願を委員會に提出し其の許可を得なければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第五條　委員長又は副委員長が委員を辞任し或は委員長又は副委員長の職を辞したるとき其の他委員長又は副委員長が缺けるに至つた時は委員長又は副委員長の選擧はその缺けたる日から二十日以内にこれを行はなければならない。

第三章　事務局の機構及職員

第六條　教育委員会に設置する事務局を兵庫縣教育委員會事務局（事務局という以下同じ）という

第七條　事務局に左の各課室及び事務局支局（支局という以下同じ）ならびに各廨を置く。

秘書室、　総務課、　指導課、
社會教育課、　体育課、　教職員課、
施設課、　調査課、

第八條　事務局には令第十五條及び第十六條に規定する職員の外次の職員を置く。

教育次長、　廨長、　室長、
支局長、　傭人

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四章　教育委員の辞職

第九條　法第三十條により委員辞職の許可を得ようとする時は文書による辞職願を委員会に提出しなければならない。

第五章　公印

第十條　教育委員会、教育委員長、教育委員会事務局及教育長及課長の公印を次の様に定める

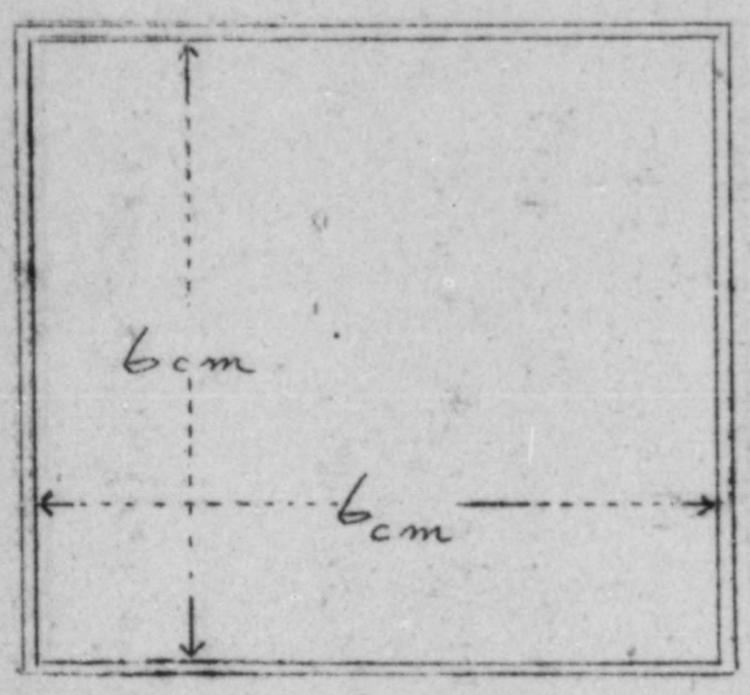

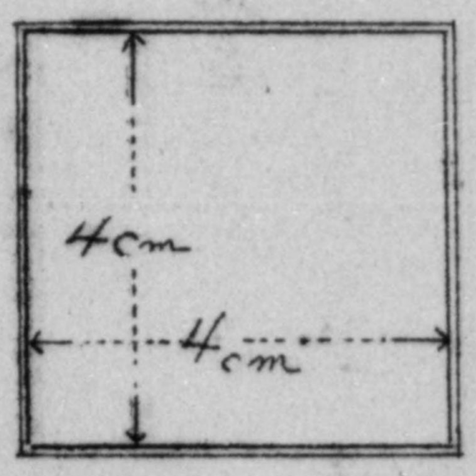

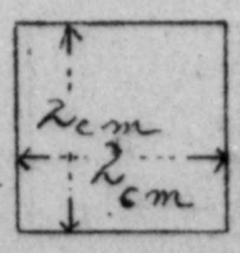

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第十一條　公印は教育長が保管する。

第十二條　教育委員會の告示は兵庫縣報に登載することを以つて公示式とする

第十三條　この規則は公布の日からこれを施行する。

第十四條　事務局規程及び教育研究所規程は別にこれを定める。

2.6cm 2.6cm

2.6cm 2.6cm

2.6cm 2.6cm

2.6cm 2.6cm

2.6cm 2.6cm

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會傍聽人規則

第一條　會議を傍聽しようとする者は　會場係員に住所氏名を告げてその指示に從はねばならない。

第二條　次の各号の一に當ると認めうれる者は　入場を許さない。

一、精神に異狀があると認められる者　又は酒気を帶びている者

二、凶器を携帶して居るもの

三、満員後傍聽しようとする者

第三條　傍聽人は如何なる理由があつても議場に入つてはならない。

第四條　傍聽中は次に掲げるような事があつてはならない。

一、坐りに傍聽席を離れること

二、飲食又は喫煙をすること

三、議事の言論に批評を加え　又は可否を表すること

四、喧噪にわたり　又は議事を妨害する様な行爲をすること

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

五　私語又は談論すること

六　其の他會議を軽視し　又は委員會の品位を傷つけるような言動をすること

前項の規定を守らない者には委員長は戒告を加え　尚改めない者は退場を命ずる

第九條　傍聽を禁じた時又は退場を求められた時は　直ちに退場しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員會々議規則

第一章 總則

教育委員会の会議に付いては法令に規定してあるもの外この規則に依る

一條 委員は招集の當日開会定刻前に議場に参集しなければならない

二條 委員の議席は選挙後の會期の初めにくじで之を定める 補欠委員の議席は前任者の議席とする

三條 委員の議席を変更する事が出來る 必要が有る時は委員長は会議に諮って次の通り

四條 會議は毎月第一火曜日とする

一 定例会は毎月第一火曜日とする 但しその日が國民の祝祭日に當る時は其の翌日とする

二 臨時会議は委員長は議決して之を招集する

五條 会議に於て議決を見るに至らない時は之を次回に継続審議し なお議決に至らない時は之を廃案とする

六條 会議は委員長が之を開閉する

七條 会議の事件を全部議了した時は委員長は議決により閉会する事が出來る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第三章　會議

第一節　開議及び散會

第八條　開議散會及び休憩は委員長が之を宣告する

第二節　議事

第九條　會議の事案を議題とする時は委員長が之を宣告しなければならない

第十條　委員長が審議に必要と認めた時は数件を一括して議題とする事が出来る

第十一條　議事の進行は次の順序に依り行う事とする

議案は職員をして朗読せしめる。但し委員長は便宜朗読を省略する事が出来る

第十二條　委員長は必要に依り提案者に議案の説明を求める事が出来る。

第十三條　議案の議決は説明質疑討論表決の順序に依り行ふ事とする

一、開会　二、前回会議録の承認　三、教育長の報告　四、議案の審議　五、議決　六、閉会

但し委員長の意見又は会議に諮り之を変更する事が出来る

第十四條　委員長は関係者に事務の出席を要求することが出来る。但し教育長及び関係職員は必ず出席しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第三節　發案及び動議

第十五條　委員は議案を發議し動議を提出する事が出來る

第四節　發言

第十六條　會議に於て發言しようとする者は委員長の許可を得なければならない

第十七條　發言は議題の外に渉つてはならない

第十八條　發言はその中途に於て、他の發言によつて妨げらるる事はない

第十九條　質疑に當つては、自己の意見を述べる事が出來ない

第二十條　質疑が終つた時は委員長は質疑の結局した旨を宣告して議案に基いて討論に入る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第二十一條　委員長は必要と認めた時は会議に諮り予め討論時間を制限する事が出來る

第二十二條　委員長の質疑及び討論終局の宣告に対して異議の申立があつた時は会議に諮り討論を用いないで之を決めるこ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第五節　表決

第二十三條　委員長は問題に付て異議の有無を会議に諮らねばならない
認める時は委員長は直に可決を宣告する　異議がないと
但し委員が問題又は委員長の宣告に対し異議の申立をした時は
委員長は挙手又は表決を採らなければならない

第二十四條　委員長は表決を採らうとする時は其の問題を宣告しなければならない
委員長が表決に付する問題を宣告した後は何人も議題に付て発言する
ことは出來ない

第二十五條　表決を宣告した時は現に議場にある委員は表決に加わらなければならない
委員は自己の表決に付て更正を求める事は出來ない
表決の際現に議場にない委員は表決に加わる事は出來ない

第二十六條　採決の順序は廃案を先とし修正案を次にし原案を後とする

第二十七條　採決の方法は挙手起立記名投票及び無記名投票の四種とし委員長は
便宜之を用いる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第三十八條　委員長は挙手又は起立に依り表決を採らうとする時は、問題を可とするもの及挙手又は起立させその多少を認定しその可否の結果を宣告する

第三十九條　記名投票により表決を採る場合に於ては問題を可とする委員は「白票」問題に反対する委員は「青票」を投票函に投入する

第三十條　委員は「反対」の旨を投票用紙に記載し之を投表函に投入する

第三十一條　前項の投票用紙の様式は委員長は議決を経て之を定める、

第三十二條　投票を行ふ場合に於ては委員長は二人以上の立会人と共に投票を点検しなければならない

第三十三條　委員長は職員をして各委員に所定の投票用紙を配布せしめなければならない、

委員は職員の指名に従い順次投票しなければならない、

投票の点検が終つた時は委員長はその結果を会議に宣告しなければならない、

二投票項の立会人は要当長のほか委員の中から会議に諮つて定める

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第六節　會議錄

第三十四條、會議錄には議事を記載しなければならない。

第三十五條、會議錄には議事の外左の事項を記載しなければならない、

一、開會閉會について事項及び時場所
二、開議散會及び休憩の時
三、會議に出席した官吏、吏員の官職、氏名
四、出席及び欠席委員の氏名
五、會議に付した議案の件目
六、決議事件
七、表決の數を計算したときはその數
八、議題となつた發議動議及びその提出者の氏名
九、諸般の報告
十、その他委員長又は會議において必要と認める事項

第三十六條、會議錄に署名すべき委員數は二人とし會議の始めに委員長が會議に諮つてこれを定める。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第三十七條、秘密會の議事は委員長に於て取消を命じたる發言は會議錄に記載しない。

第三章　請願

第三十八條、請願は文書により請願の要旨提出年月日請願者の住所、氏名（法人にあつてはその名稱及び代表者の氏名）職業及び年令を記載し署名捺印の上委員會宛に提出しなければならない。

第三十九條、委員會に前項による請願書の提出があつたときは委員長はその採否を會議に諮らねばならない。

委員會は採択した請願で当該機関へ送付の必要があると認めるものは直ちにこれを送付する採択しないと決定した請願は理由を附しこれを請願者に通知しなければならない。

第四十條、委員會は陳情書その他のものでその内容が請願に適合するものがあるときはこれを受理して請願の例により処理しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四章　紀律

第四十一條、委員は會議定刻までに出席して出席簿に署名又は捺印しなければならない。

出席簿は教育委員會事務局に備える。

第四十二條　委員は公務疾病その他の事故により會議に出席することができなかつたときは予めその理由を記載した欠席届を委員長に提出しなければならない。

第四十三條、すべて委員は委員会の品位を重んじなければならない。

第四十四條、委員は會議中濫りに議席を離れてはならない。

遅参した委員が着席しようとするとき及び會議中退席しようとするときは委員長にその旨を申し立てなければならない。

第四十五條、議場においては飲食又は喫煙を禁ずる

第五章　補則

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四十六條　すべて會議規則についての決議は委員長が會議に諮りこれを決める。

第四十七條　この規則の改正は委員定数の過半数の要求がなければこれを會議に付することが出来ない。

附　則

この規則は昭和二十三年十一月一日からこれを施行する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員会速記錄第四号

第参回兵庫縣教育委員會臨時會速記錄

昭和二十三年十一月十九日　於県会議事堂　第一号室

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

兵庫縣教育委員会速記錄第四号

第参回兵庫縣教育委員會臨時會速記錄

昭和二十三年十一月十九日（金）

於県会議事堂二号室
午后一時十五分開会
仝 三時四分 閉会

▲議事内容

一 前回議事錄の承認

一 第十四回兵庫縣会提出議案
歳入歳出見積予算について

一 報告事項
学区制準備委員会について

▲出席委員

土谷委員長
浅田委員
安平委員
賀須井副委員長
將積委員

▲欠席委員

永田委員
実生委員

▲事務局職員

堀教育長
恩賀学務課長、近藤社教課長代理
堀体育課長
松永庶務係長
（記錄 増田、北田一）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲開会　午後一時十五分

▲土谷議長　大へんお待たせいたしました。只今から臨時会を開催いたします。最初に前回の委員会の議事録の御承認を願いたいと思います。

▲思賀課長　前回の速記録について重要な点を申上げます。（説明・朗読ー省略）

▲土谷議長　速記録に対する御意見ありませんか。（「異議なし」）御意見がないようですから、御承認を得たものと思います。それでは本日は、来るべき二十五日から開かれる定例県会に提出する教育予算について御審議をお願いします。

▲堀教育長　本来ならば教育委員会で御作成わがうべきであったのでありますが、大体県会に提出する議案については、前月から議事課と接衝することになっていますので、今回は事務局の方で立案いたしたのであります。従って私共の希望としましては、この度は出来る丈このまゝで御ゝみとめ願うような御審議がいたゞけ永はと存じます。内容が三課にわたっていますので各課長から説明申上げます。

学務課追加予算（朗読説明ー省略）
社会教育関係分（〃〃〃）
体育課関係分（〃〃〃）

▲松永係長　営繕費の財源について御説明申上げます。（説明ー省略）

▲土谷議長　只今の事務局の説明に基いて御質問をねがいます。

▲土谷議長　公募公債はどういう方面で消化しますか。育友会方面と連絡していますか。

▲松永係長　まだ本ぎまりでありません。多くは県と育友会とでやって行くということにしています。

▲将積委員　公募公債は大体育友会で引き受けることになっているのですか。

▲思賀課長　二十三日に県の者と育友会関係とが話合うことになっています。

▲将積委員　育友会は他にも相当の負担があるので無理のないように願いたい。

▲松永係長　額を無理ない程度におさえてあります。

▲将積委員　旅費について小中学校と高等学校の教員との間に差等があるのは何か内容の上にちがいがあるのですか。

▲松永係長　車馬賃日当は全部共通ですが高等学校は遠距離が多いのでちがいます。

▲将積委員　小学校と高等学校とちがうのは距離の関係ですか。

▲松永係長　そうです。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲恩賀課長　高等学校は中央の方へ来ることがよいのです。

▲賀須井委員　戦災校は沢山あるが、どれを早くやるかということについて照準がありますか。

▲恩賀課長　それは当初予算の時に、これらの学校について順序を附したらということで、第一にやるものは、香住水産、県立工業、芦屋高校　それから後に御影高校も加へられ、これに対する予算が考へられてきたのであるが、起債が本省に於て許可になつたので公募公債によつてやつたのであります。西脇は火災にかゝつたものですが、以前から懸案になつていつたものであります。これ以外にもありますが、必要の大なるものからとりました。

▲賀須井委員　聾唖学校には散髪があるが、鏡すらない有様で免許状がやれないそうであるが、わづかの予算で出来ることであるから考慮されたい。

▲将積委員　巡宿直料の支拂手続は今後どういうようになりますか。

▲松永係長　特甲、乙、丙四地区に分割して、単価がベースによつてきまります。手続は支局に予算令達をして、地方事務所から更に各学校に配布することになります。

▲安平委員　普通旅費三百円、六百円という単価の値上げは、ベースの改訂によるものですか。

▲松永係長　物価の上昇と共に旅費の単価も上つて参りました。前回に三百円づつあげたから今度も三百円づつあげたのであります。

▲安平委員　常識的に三百円づつにしたわけですね。これは一つの給与ですから相当に慎重にやつていたゞかねばならんと思います。

小学校中学校と高等学校との間の差は一応学務課長から説明がありましたが、距離の関係からいえば、小中学も高等学校と同にとはいいませんが、相当遠い所に出ることもあり、現在は全然それが出来ないためにP.T.Aでまかなつているという状態です。

▲恩賀課長　旅費についてはいくら出しても追つかない現状で、一回東京に行くともう一校の一年分を食つてしまうようなことになります。出来る限り努力いたすつもりですが、旅費の増額は限りないのであります。

▲安平委員　小中高の割振が科学的な根據がなくあまり階級的でありかけはなれすぎていると思います。抵抗力の弱い所程悪いというのでは困ります。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

▲賀須井委員　高等学校はばらばらにあるのでどうしても旅費が多くかゝります。県からもらう旅費は一部しかなく高等学校に於ても殆んどPTAからもらうということになっています。

▲特積委員　小学校中学校でも最近は神戸、大阪、京都、東京等へ行かなければならんことが多くあります。

▲安平委員　小、中学が高等学校と比べて半額というのは常識はずれだと思う。

▲土谷議長　教員の素質向上ということから、眞剣に考えて行かなければならんことですね。

▲安平委員　教員は俸給が安いのであるから自分で旅費を出して行くということが出来にくいから、ぜひ考えてやらねばならんと思います。

▲土谷議長　これは何とか考えて見なければならんです。

▲安平委員　是正する機会がありますか。

▲堀教育長　十二月、一月、二月の県会もありますし、皆さんの方で改められることは当初予算の時にお考えになったらと思います。

▲浅田委員　どうせ満足に当らないのであるから足らざる場合には納得の行く公平が必要だと思います。特に公平を期するようお考えねがいます。

▲安平委員　戰災校の復旧の追加予算はえで学校が要求している割合とどうなっていますか。

▲鬼賀課長　要望している通りではないが、それで一応段階のつくものとなっています。

▲安平委員　期限はどれ丈で完成するのですか。

▲松永係長　年度末です。

▲安平委員　私の危惧するのは、餘裕のある予算がとってあるかどうかということです。世相に変化があった場合に中絶するというようなことがないか。

▲鬼賀課長　非常な財界の変動のない限り既定予算でやらせます。

▲安平委員　これでいけるのですね。

▲鬼賀課長　その見通しです。

▲賀須井委員　大体情況も意見も出たようですので決をとったらどうですか。

▲特積委員　日宿直料の問題ですが、直ちに支給出来るようにおねがいしたい。地方の先生方の声が相当に強いのであります。四月以来一度の宿直料ももらっていないというのが実状です。同様旅費もきまりましたら直ちに配布出来るようにおねがいします。

▲松永係長　数字に対する現金の裏付は相当努力を要しますので、現金措置は直ちに出来るということはうけ合いがたい、が出来るだけ努力します。

▲土谷議長　他に御意見ありませんか。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（異議なし」の声あり）
それでは残るべき県会に上程される追加予算案は原案通り可決いたします。

次の臨時会は二十四日になります。議案は事務局規定ですね。

▲黒質課長　事務局規程と教育長委任有項等です。

▲堀教育長　只今御決定になりました御方針によって議事当局と接衝いたし、県会に上程するよういたしたいと思いますので御諒承をねがいます。

次に高等学校の学区制の問題につきましては、委員会法の五十條乃至五十四條にきめてあることでありますが、委員会でおきめになる準備として本日県下数人の地区代表の校長に集まっていたいて第一回の意見交換をやったのであります。可否については色々論議はありますが、本県としては諸般の情勢からとらざるを得なくなっていますので、今後、県会市町村・父兄組等各方面の代表的意見を十分におききになって、おきめいたいきたいと思います。

▲安平委員　高等学校の通学区の問題は大きなことで之を独断的にきめられるのはよくないと思います。

▲堀教育長　諸般の情勢というようなことではどうかと思われます。それが軍政部の命令というようなことならば別ですが。

▲堀教育長　諸般の情勢と申したのは安平さんのお話のあとの方のそのことであると解していたいてよろしい。

▲将積委員　どの程度まで進んでいますか。

▲堀教育長　今日が始めてです。

▲横須井委員　大臣というのには神戸市もはいっていますか。

▲堀教育長　今日おわかいしました。

▲横須井委員　教育委員会の諸問題が必要ではないかと思います。

▲安平委員　これは教育問題であると共に生活問題ですから、各層の意見をきく必要があります。

▲黒質課長　通学区の制定は大問題であるので二十四日にもつけ加へて審議していたいきましょう。

▲土谷議長　なかなか一寸には行きませんよ。

▲浅田委員　事務分掌規程はこれまでのものも十分きたいと思うので準備をおねがいします。会議前に見せていたいくようにしたいです。

▲堀教育長　早くきめていたいきたいのでそのようにします。

▲土谷議長　引継はいつまでにやりますか。

▲堀教育長　二十日までにやるよう努力します。

▲土谷議長　それではこれを以て終了します。

散会　午后三時四分

註 1. 本工事ハ予算ノ関係上本館増築部ノ45坪ノ内部設備(例ヘバ畳カマド棚造付ド棚等)
壁塗リ(内部ノミ)等ハ除イタモノトシテノ単価ヲ見積ツタ予算トスル。
2. 電気配線水道配管等モ全様電気器具水道器具等除キ建築工事トノ関係上工事実施後
施工困難ナル配線配管等ノミト見積ツタ予算トス

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和23年度　　23.11.12.

兵庫縣立御影高等學校本館增築工事予算金額表

一金2,000,000円

内訳

名稱	構造大要	員數	單位	單價	金額
本館增築工事	木造二階建瓦葺キ (但シ内部畳設備ハ除ク)	145	坪	13,000.-	1,885,000.-
電気配線設備	器具等ハ除ク	1	式		30,000.-
水道配管工事	〃	1	式		25,000.-
小計					1,940,000.-
設計監督雜費	旅費18,000.- 文具費9,000.- 燃料費3,000.- 消耗器械費6,000.-	1	式		60,000.-
	印刷製本費12,000.- 通信費4,200.- 修繕料4,800.- 庁用器具費3,000.-				
合計					2,000,000.-

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

作影高等学校校舎增築並びに運動場整地工事計画書

年度	種別	面積	経費	摘要
昭和23.24年度	本館	326坪	6,500,000	
	渡廊下	50坪	300,000	
	運動場整地	3,100坪	2,000,000	校舎と運動場との間にある南北の公道の廃止又は変更の決定になるまで周囲の石垣、塀等の工事は延期することとし、これに関する経費は計上していない

実施に要する財源計画　公募公債による

公募公債消化計画

公募總額　7,800,000円

内訳　昭和23年度　2,000,000円

〃24年度　6,800,000円

應募者　兵庫縣立御影高等学校育友會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

フォーク	1打		500	カルトン	10	700	7,000
卸し金	10	50	500	幕	各種		30,000
金串	50	5	250	假張	15	1,000	15,000
人体	5	1,000	5,000	額縁	10	1,000	10,000
洗濯タライ	5	500	250	金(水彩用)	10	500	5,000
小計			36,100	教授新図書	5	2,000	10,000
				小計			101,000
⑧図画科				⑨工作科			
モデル台	1	2,000	2,000	工具類	50	500	25,000
バック布	5	700	3,500	図書			10,000
マット布	5	700	3,500	小型機械類			20,000
バック枚	1	400	400	紙布類			5,000
棚	1	14,000	14,000	金属類			5,000
魚架	10	700	7,000	小計			65,000

品目	数量	単価	金額	品目	数量	単価	金額
舌 標本	15	700	10.500	気象観測一式			30.000
内分泌腺〃	1	800	800	ケンセン比重計	2	1.500	3.000
寄生虫〃	1	800	800	水色計	1	1.500	1.500
哺乳類発生〃	1	800	800	動測定用振子	1	20.000	20.000
バッタ解体〃	15	300	4.500	フーコー振子	1	1.000	1.000
暗室装置 一教室			50.000	吹管分析具	5	600	3.000
幕	1		5.000	小計			58.500
小計			135.400				
				⑨家庭科			
⑨音楽科				冷蔵庫	1	7.000	7.000
図書(楽譜)			50.000	オーブン	1	10.000	10.000
				果物鉢	5	70	350
⑨独学科				ディナーセット	1	10.000	10.000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

電気乳動器	1	1,000	1,000
クロム撹拌	1	3,000	3,000
コルベ験電器	3	400	1,200
弾動検流計	3	3,000	9,000
フルランホーヘンの振子	1	5,000	5,000
螢光板点滴器	2	1,000	2,000
引伸機	1	6,000	6,000
電気定温器	1	15,000	15,000
約秤機	1	3,000	3,000
小計			70,400
⑨化学科			
真空ポンプ	1	30,000	30,000
コンメーター	2	1,000	2,000

ギルダール定素定量器	1	3,000	3,000
レシバー氏硫黄定量	1	2,000	2,000
丸断分析用ブユレット	1	2,000	2,000
恒温槽	1	20,000	20,000
電気湯煎器	2	2,500	5,000
小計			64,000
⑨生物科			
眼球標本	15	700	10,500
質臓 〃	15	700	10,500
肺臓 〃	15	700	10,500
消化器 〃	15	700	10,500
神経系 〃	15	700	10,500
心臓 〃	15	700	10,500

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

品目	数量	単価	金額
実験科小計			70.000
⑩数学科			
図書	100	200	20.000
四時計分計	1	30.000	30.000
磁針コンパス	5	2.000	15.000
鋼巻尺	2	5.000	10.000
マイクロメーター	1	500	500
メートリックテン	2	3.000	6.000
小計			81.500
⑨物象科			
トランシット	1	10.000	10.000

品目	数量	単価	金額
万遍振子	1	2.000	2.000
ボールベアリング	1	200	200
開管圧力計	2	100	200
閉管圧力計	2	100	200
金属圧力計	1	1.500	1.500
定積熱膨脹計	1	5.000	5.000
電量熱量計	3	300	900
磨擦 〃 〃	3	300	900
キンケの管	1	500	500
風琴管	1	200	200
弾絃琴	1	300	300
水銀ランプ	1	300	300
ラボマイクロメーター	1	3.000	3.000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

六三年度

品目	數量	單價	金額	品目	數量	單價	金額
㊀教育一般設備				地圖	30	1,000	30,000
黑板架立	1	2,000	2,000	標本	100	400	40,000
㊁應接室				小計			150,000
大桌子	1	1,000	1,000				
小桌子	1	3,000	3,000	㊂圖書科			
櫥子	12	1,500	18,000	圖書	350	200	70,000
花台	1	2,000	2,000	書櫥	5	10,000	50,000
衝立	1	5,000	5,000	小計			120,000
小計			35,000				
㊃社會科				㊄共通科			
圖書	200	400	80,000	群書類			40,000
				圖書			30,000

77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 50 013

跳縄	50	50	2,500	⑨図画科			
棒	5	500	2,500	画架	10	700	7,000
図盤	5	900	4,500	モデル台	2	2,000	4,000
平行棒	2	45,000	90,000	バック布	5	700	3,500
パワー	2	5,000	10,000	マット布	5	700	3,500
砲丸	1	100	100	バック板	2	4,000	8,000
小計			135,000	棚	2	14,000	28,000
				カルトン	10	700	7,000
⑩音楽科				額縁	15	700	10,000
音盤(教授用)	1揃		50,000	仝	20	500	10,000
				マット類	各種		7,000
⑪工作科				図看	40	500	20,000
電気糸鋸並ニ工具	1揃		70,000	幕	10	2,000	20,000
				假張	15	1,000	15,000
				小計			146,000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

品目	数量	単価	金額
歩測計	2	1,500	3,000
小計			56,700
⑨家庭科			
洗面器	10	200	2,000
釜	5	800	4,000
電熱器	10	1,000	10,000
薬罐	10	150	1,500
刺身庖丁	10	200	2,000
泡立器	10	50	500
金網	5	20	100
罐切り	5	30	150
洋服掛	30	50	1,500

品目	数量	単価	金額
家庭科小計			21,750
⑩体育科			
野球ネット	1	2,400	2,400
棒高跳台	1	3,800	3,800
踏切板	3	900	2,700
平均台	5	900	4,500
テニスボール	1打		1,000
バー	5	300	1,500
ハンマー	2	700	1,400
足止木	1	1,000	1,000
サークル(箱)	1	3,000	3,000
〃(円)	1	3,500	3,500

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

生物科				硝子器具	1 揃	20.000	20.000
握力計	25	150	3,750	戸棚	1	10.000	10.000
背筋力計	1	5.000	5.000	標本戸棚(四面ガラス)	2	20.000	20.000
動物発生模型	1組	1.500	1.500	小計			83.850
蚊口器模型	1	400	400				
蚤口〃〃	1	400	400	◎地学科			
蠅口〃〃	1	400	400	天体望遠鏡	1	10.000	10.000
松花〃〃	1	400	400	分光器	1	7.000	7.000
稗花〃〃	1	400	400	六分儀	5	2.000	15.000
麥果実〃〃	1	400	400	鋼巻尺	1	3.000	3.000
ゼニゴケ〃〃	1	400	400	月運動説明器	1	1.700	1.700
スギゴケ〃〃	1	400	400	レンズプリズム(各)		3.000	3.000
シダ〃〃	1	400	400	砂時計	1	4.000	4.000
薬品類	1揃	20.000	20.000	磁器計	1	10.000	10.000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

品目	数量	単価	金額	品目	数量	単価	金額
伏角計	1	2,000	2,000	クロメルコーベル熱電対	1	3,000	3,000
象限電気計	1	5,000	5,000	白金熱電対	1	2,000	2,000
可変抵抗	5	2,000	10,000	各種化合物分子	1揃	30,000	30,000
正切電流計	3	2,000	6,000	顕微鏡	1	20,000	20,000
跳躍器六個	1	2,000	2,000	偏光計(シュエルメイト)	1	30,000	30,000
テスラコイル	1	10,000	10,000	真空ポンプ	1	30,000	30,000
週轉計	1	1,000	1,000	マノメーター(真空)	2	1,000	2,000
底圧測定器	2	300	600	過熱蒸気発生装	1	2,000	2,000
16mm映写機	1	100,000	100,000	ガス溜	2	2,500	5,000
電気計(メルトン)	1	5,000	5,000	水分定量装置	1	2,000	2,000
小計			218,050	油脂抽出装置	1	1,000	1,000
				オゾン発生装置	1	1,000	1,000
③化学科				小計			28,000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

戸棚	3	8,000	24,000	カセトメーター	1	10,000	10,000
小計			94,000	週轉儀	2	500	1,000
				水圧模型球	1	2,000	2,000
				自動真空ポンプ	1	15,000	15,000
⑨数学科							
図書	200	200	40,000	比重瓶	3	50	150
平板	10	2,000	30,000	金属温度計	1	1,000	1,000
巻尺(布)	10	1,000	10,000	寒暖計(定圧型)	1	5,000	5,000
ポール	20	200	4,000	〃(最高最低)	3	500	1,500
プラニメーター	1	10,000	10,000	六分儀	1	5,000	5,000
小計			94,000	ニコルプリズム	5	500	2,500
				風向計(アノバ)	1	10,000	10,000
				分光器	1	20,000	20,000
⑩物象科							
キャリパー	2	300	600	ナトリウムランプ	2	300	600
スクリューゲージ	2	400	800	ネオンランプ	1	300	300

品目	数量	単価	金額(円)
職員室 小計			37.000
⑩衛生室			
肺活量計	1	5.000	5.000
握力計	1	3.000	3.000
小計			8.000
⑪講堂			
木製立看	1	10.000	10.000
暗幕	1枚		78.500
小計			88.500
⑫社会科			

品目	数量	単価	金額(円)
図書	200	400	80.000
地図	30	1.000	30.000
標本	100	400	40.000
小計			150.000
⑬国語科			
図書	400	200	80.000
戸棚	5	10.000	50.000
小計			130.000
⑭英語科			
辞書			50.000
参考書	50	400	20.000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第二年度

品目	数量	單価	金額	品目	数量	單価	金額
⑧校内一般設備				図書	15	200	3.000
物置	一棟 15坪	10,000	150.000	大金庫	1	50.000	50.000
				雨漏机	1	5.000	5.000
⑨校長室				廻転椅子	1	3.000	3.000
図書	35	200	7.000	書類戸棚	1	11.000	11.000
来賓用丸卓子	1	5.000	5.000	小計			94.000
仝椅子	4	2.000	8.000				
花台	1	1.500	1.500	⑩職員室			
衝立	1	3.000	3.000	雨漏机	1	5000	5.000
小計			24.500	廻轉椅子	1	3.000	3.000
				更衣戸棚	2	10.000	20.000
⑩事務室				衝立傘立	3	3.000	9.000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

定規	20	300	6.000
図書	20	400	8,000
薬品			3.000
小計			130.500
⑥地学科			
トランシット	1		30.000
水準儀	1		8.000
金属顕微鏡	1		8.000
高温度計	2	7,500	15.000
サーモカップル			3.000
地球儀			3.000
小型ルツボ炉	2	1.000	2.000
磁製管	5	200	1.000

図板コンパス類	5	200	1.000
薬品			4.000
電圧計	2	3.000	6.000
電流計	2	9.000	18,000
銅線			3.000
抵抗器	2	1.000	2.000
消防器具			4.000
天体儀	1		60.000
小計			168.000

㊐図画科			
教卓	1		10,000
教生使用	60	1,000	60,000
腰掛 〃	60	300	18,000
画材	10	700	7,000
モデル台	2	2,000	4,000
バリカ台	3	700	2,100
マット板	3	700	2,100
バリカ板	2	400	800
モデル戸棚	1		12,000
掛軸置 〃	1		14,000
パレット	10	700	7,000
額縁	15	800	12,000
金水彩用	25	500	12,500

各種モデル	20	700	14,000
教授用絵具			8,000
〃 紙布類			12,000
小計			196,500
㊐工作科			
回転台	5	1500	7,500
図板	20	700	14,000
戸棚	2	14,000	28,000
粘土貯蔵庫	1		7,000
電動グラインター	1		20,000
〃 ボール盤	1		20,000
工具類各種			10,000
削台	10	700	7,000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

棍棒	10	120	1,200	図書	10		3,400
跳具 5P	5	560	2,800	小計			933,130
〃 10P	5	700	3,500				
〃 12P	3	840	2,520	◎音楽科			
運動具倉庫	10坪	7,000	70,000	教授用ピアノ	1		300,000
脱衣所	15坪	5,000	75,000	電気蓄音器	1		50,000
足洗場	2坪		5,000	音盤	1揃		50,000
ネットバレー	2	2,400	4,800	図書			100,000
〃 テニス	2	2,400	4,800	書棚	1		10,000
高飛棒	20ヶ所	12,500	250,000	音盤箱	1		10,000
移動〃	2	12,500	25,000	小計			520,000
ラケット	8	1,300	10,400				
バードル	10	1,800	18,000				
グローブ	1組		16,200				

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

◎体育科				ボールバレー	10	1,350	13,500
跳箱	2	7,000	56,000	〃ソフト	20	350	7,000
マット	3	9,000	27,000	〃バスケット	5	2,000	10,000
籠球ボール	1		31,000	〃サッカー	10	1,800	18,000
ゴールラグビー	1		10,000	〃ラグビー	5	1,800	9,000
〃サッカー	1		8,500	高跳台	1		1,500
支柱ラニス	1		2,800	バット	10	400	4,000
〃バレー	1		3,800	ベース軟式	1		100
チューブ	10	250	2,500	バトン	10	25	250
野球ボール	1		160,000	紙弾	10	120	1,200
〃ベース	1		2,500	ピストル	2	180	360
巻尺	2	1,200	2,400	バーヤリ	10	80	800
空気入	2	250	500	ポール	5	200	1,000
紐直シ	2	50	100	穴掘リ	5	180	900

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ナイフ	一打		500	漏斗大小	5	50	250
スプン	〃		500	十能	3	100	300
バケツ	50	160	8,000	火箸	10	10	100
ザル	20	150	3,000	火消壺	10	150	1,500
木杓子	10	20	200	炭バサミ	5	100	500
金杓子	10	30	300	布巾用布	50	60	3,000
菜切庖丁	20	150	3,000	ヒシャク	5	50	250
マナイタ	10	300	3,000	長箸	50	20	1,000
水汲庖丁	10	150	1,500	水道及貯蓄施設			100,000
毛ウラガシ	10	150	1,500	図書			5,000
調味料入	10	300	3,000	小計			292,250
タワシ	20	10	200				
穴杓子	10	30	300				
砥石	10	100	1,000				

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

壺	5	150	750	ビール瓶	5	80	400
バケツ	10	300	3,000	皿 大	100	200	20,000
蒸器	10	500	5,000	〃 中	100	100	10,000
鍋 大	10	300	3,000	〃 小	100	50	5,000
〃 中	10	150	1,500	細工皿	100	300	30,000
〃 小	10	100	1,000	茶皿	100	100	10,000
フライパン	10	60	600	茶碗	100	50	5,000
ボール	10	100	1,000	湯呑茶碗	100	30	3,000
金	20	150	3,000	菓子皿	50	50	2,500
スリ鉢	10	100	1,000	花瓶	5	50	250
スリコ木	10	20	200	台	1		1,000
盃	100	300	30,000	計量マス	一組		200
コーヒ茶碗	100	150	15,000	〃 ガラス	二組	200	400
一斗缶	5	150	750	〃 コップ	20	20	400

聞診器	40	450	9,000	歯牙模型	1		600
剪定鋏	4	300	1,500	呼吸運動〃	1		800
根切	5	200	1,000	細胞分裂〃	一組		5,000
指紋紙	10	150	1,500	天秤	1		4,000
吸取紙	500	30	15,000	遠心分離器	1		800
昆虫採集用具	5	1,000	5,000	標本瓶	200	200	40,000
人体模型	1		22,000	教卓	1		20,000
骨格〃	1		8,000	戸棚	4	10,000	40,000
眼球〃	1		2,000	小計			653,100
耳〃	1		1,500				
眼球〃	1		700	⊙家庭科			
皮膚〃	1		1,000	ガラス戸棚	2	3,000	6,000
肺臓〃	1		600	コンロ	5	80	400
発生器〃	1		700	オーブン小	5	1,000	5,000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

顕微鏡				1		500
〃		500	100,000	1		500
〃			3,000	1		750
〃		70	4,200	1		24,000
〃		150	6,000	5	15,000	75,000
〃		50	3,000	25	100	2,500
〃		150	6,000	25	100	2,500
〃		300	1,500	25	100	2,500
〃		5,000	100,000	10	1,000	10,000
〃		2,500	50,000	20	750	15,000
ミクロトーム			15,000	30	500	15,000
バラフィンベス			10,000	20	600	12,000
除毛機		150	1,500	30	150	4,500
乾燥器			2,000	1		500

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

岩石標本	式		30,000	⑩地学科			
上四平科	2	2,000	4,000	偽晶質偽白岩	一式		30,000
上母谷	3	1,000	3,000	鉱物光石標本	1		8,000
温度計	5	200	1,000	岩石採集用具	5	400	2,000
〃	5	300	1,500	測角器	2	250	500
電気機	1		2,000	クリノメーター	5	400	2,000
原子模型	1		3,000	結晶模型	1		700
成バーナー	1		1,000	硬度計	1		3,000
定盤詳	1		1,000	図表統計表	1		2,000
使用標本	5	1,000	5,000	小計			46,200
教草	1		20,000				
〃 柳	2	15,000	30,000				
小計			458,500				

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

◎化学科				分子測定装置	1		10,000
化学天秤	2	25,000	50,000	氷点測定器	1		10,000
化学天秤台	1		20,000	ガスバーナー	10	100	1,000
〃実験セット	10	10,000	100,000	湯煎鍋	2	500	1,000
電気恒温槽	1		20,000	ブユレット台	5	200	1,000
定電圧変圧器	1		2,000	感応コイル	1		20,000
真空ポンプ	1		4,000	蓄電池	1		2,000
電気乾燥器	1		20,000	ダンガー充電器	1		20,000
手付水銀気圧計	1		3,000	コッパ整流器	1		20,000
水銀圧縮器	1		500	摺動抵抗器	1		5,000
乾燥器	15	100	1,500	ボルトメーター	2	1,000	2,000
ハリ式蒸留器	5	600	3,000	ユニバーサルメーター	1		5,000
オフセン受用器	1		5,000	図書	100	300	30,000
水分析器	1		1,000	薬品一式			30,000

真空管	20	200	4.000	猫皮	30	100	3.000
ガイスラー管	2	400	800	アルキメデス説明器	1		500
陰極線管	3	400	1.200	パスカル台	1		500
X線管	2	500	1.000	発電機模型	1		2.500
暗幕施設	1		30.000	直流発電機	1		20.000
光学用水槽	3	500	1.500	交流台	1		20.000
光束装置	3	500	1.500	ハンドドリル	1		500
気圧計	5	1200	6.000	配電盤	1		1.500
体温計	3	300	900	教卓	2	5.000	10.000
照度計	2	2.000	4.000	戸棚	3	20.000	60.000
水準器	5	100	500	小計			607350
羅針盤	1		3.000				
ガラス棒	30	50	1.500				
エボナイト棒	30	70	2.100				

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ガラス製スケール	3	500	1,500	アーク燈	3	1,000	3,000
光度計	3	1,000	3,000	電磁石	3	400	1,000
棒磁石	30	100	3,000	ボルトメーター	4	500	2,000
馬蹄磁石	30	100	3,000	アムペーター直	3	500	1,500
磁力計	1		3,000	伝交	1	500	1,500
磁針	30	150	4,500	伝交直	3	500	1,500
電気盆	1		500	ミリアムペーター	2	500	1,000
感応起電機	1		12,000	感応コイル	2	15,000	30,000
ライデンビン	3	900	2,700	直流ムーター	5	3,000	15,000
放電	3	300	900	交流ムーター	5	3,000	15,000
電池	5	500	2,500	[illegible]	2	2,000	4,[illegible]
蓄電池	3	1,000	3,000	水銀充	2	1,000	2,000
蓄電器大	2	2,000	4,000	ハイクロホン	2	1,000	2,[illegible]
合小	5	20	1,000	電話機	3	2,000	[illegible]

毛髪温度計	4	300	600	凹面鏡	30	100	30,000
水銀温度計	3	500	1,500	[illegible]	5	1,200	6,000
ルデ装置	1		400	凸レンズ	30	100	3,000
音叉	10	100	1,000	凹レンズ	30	100	3,000
共鳴箱	10	100	1,000	鏡面凹凸レンズ	6	200	1,200
共鳴管	3	200	600	コルク同平凸レンズ	3	500	1,500
ベンチ(普)	15	500	7,500	望遠鏡	1		10,000
金工(特)	3	2,000	6,000	光線型	5	600	3,000
ライブ	3	500	1,500	カメラ	1		16,500
アルコールランプ	15	300	4,500	電気石板	5	300	1,500
直角プリズム	30	300	9,000	金鋏	5		1,300
三角プリズム	30	300	9,000	方解石板	5	200	1,000
平面鏡	30	50	1,500	水晶板	5	200	1,000
凸面鏡	30	1,000	30,000	結晶板	10	200	2,000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

小計			24,800	浮秤	5	150	750
				真空ポンプ	1		500
⑤物象科				アネロイド気圧計	2	2,000	4,000
図書	200	150	30,000	水銀気圧計	2	7,000	14,000
掃指	10	300	3,000	水流ポンプ	5	200	1,000
物指(竹)	50	30	1,500	霧吹き	2	50	100
定滑車	10	100	1,000	寒暖計アルコール	50	200	10,000
動滑車	10	100	1,000	仝 上水銀	10	250	2,500
精密天秤	2	20,000	60,000	魔法ビン	3	1,000	3,000
上皿天秤	5	1,000	5,000	熱量計	2	2,000	4,000
バネ秤 g	3	500	1,500	熱量測定器	2	1,500	3,000
仝 kg	2	700	1,400	蒸気機関模型	1		2,500
輪軸	2	300	600	内燃仝	1		2,500
連通管	2	100	200	乾湿球温度計	3	500	1,500

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013